

第157回 定時株主総会

招集ご通知

日 時

2019年6月21日（金曜日）午前10時

場 所

東京都荒川区東尾久七丁目2番35号
株式会社A D E K A 本社15階ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
 第2号議案 取締役12名選任の件
 第3号議案 監査役2名選任の件
 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する
 対応方針（買収防衛策）の更新の件

書面（議決権行使書）及びインターネット等
 による議決権行使期限

2019年6月20日（木曜日）
 午後5時15分まで

目 次

第157回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役12名選任の件	6
第3号議案 監査役2名選任の件	14
第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件	17
(添付書類)	
事業報告	51
連結計算書類	70
計算書類	72
監査報告	74

(証券コード 4401)
2019年6月3日

株 主 各 位

東京都荒川区東尾久七丁目2番35号
株 式 会 社 A D E K A
代表取締役社長 城 詰 秀 尊

第157回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第157回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次頁のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月20日（木曜日）の午後5時15分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都荒川区東尾久七丁目2番35号
株式会社A D E K A 本社15階ホール
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第157期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役12名選任の件
 - 第3号議案 監査役2名選任の件
 - 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

4. 議決権行使について

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2019年6月20日（木曜日）の午後5時15分までに到着**するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

当社指定の議決権行使専用ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を、**2019年6月20日（木曜日）の午後5時15分までにご入力**ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、3ページから4ページの「議決権行使についてのご案内」及び「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、書面による議決権行使とインターネット等による議決権行使により、重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.adeka.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

(1)事業報告の「Ⅱ. 会社の現況」のうち「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況」及び「当社の支配に関する基本方針の内容の概要」

(2)連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

(3)計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.adeka.co.jp>) に掲載させていただきます。

◎節電に協力するため、株主総会当日は、総会会場の冷房温度を高めにご設定させていただきますので、軽装でお越しくださいますようお願い申し上げます。

## 【議決権行使についてのご案内】

株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の3つの方法をご参照いただき行使くださいませようお願い申し上げます。

### 株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

### 郵送(書面)



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。行使期限後に到着する議決権行使書が多数ございます。お早めにご投函ください。

### インターネット等



議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行行使されるようお願いいたします。

| 株主総会開催日時               |
|------------------------|
| 2019年6月21日(金)<br>午前10時 |

| 行使期限                          |
|-------------------------------|
| 2019年6月20日(木)<br>午後5時15分到着分まで |

| 行使期限                       |
|----------------------------|
| 2019年6月20日(木)<br>午後5時15分まで |

## 【議決権行使書のご記入方法のご案内】

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

### 第1号議案 第4号議案

- ▷賛成の場合：「賛」の欄に○印を
- ▷反対の場合：「否」の欄に○印を

### 第2号議案 第3号議案

- ▷全員賛成の場合：「賛」の欄に○印を
- ▷全員反対の場合：「否」の欄に○印を
- ▷一部の候補者に「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対される場合 反対される候補者の番号を右枠内にご記入ください。

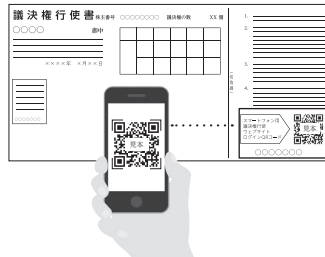
※ 当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続はいずれも不要です。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

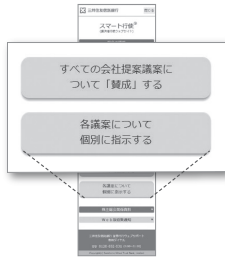
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

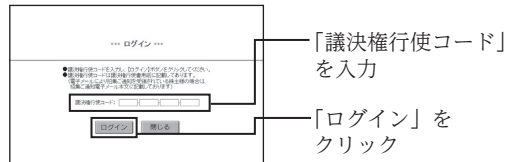
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

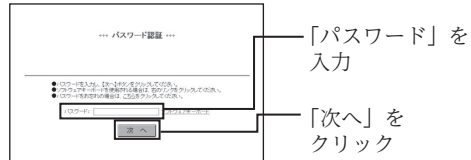
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

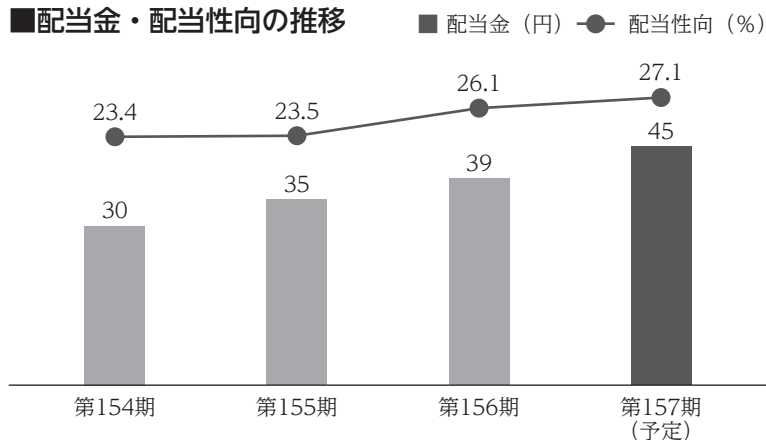
### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### <期末配当に関する事項>

当社は、財務体質と経営基盤の強化・拡充を図りながら、財務状況と業績等を勘案して、株主に対する適正な利益の還元を行うことを基本方針として、配当金額を決定しております。この配当政策に基づき慎重に検討しました結果、第157期の期末配当金につきましては、当期の業績及び経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

|                      |                                                                                                                     |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 配当財産の種類              | 金銭                                                                                                                  |
| 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 | 当社普通株式1株につき金 <b>24円</b><br>なお、中間配当金21円を加えた当期の年間配当金は、1株につき45円（前期の年間配当金は1株当たり39円）となります。<br>配当総額 <b>2,486,207,712円</b> |
| 剰余金の配当が効力を生じる日       | 2019年6月24日（月曜日）                                                                                                     |



## 第2号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（12名）の任期が満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名                    | 現在の当社における地位及び担当                                                               | 取締役候補者<br>属 性 |
|-----------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1         | こおり あき お<br>郡 昭 夫      | 代表取締役会長                                                                       | 再任            |
| 2         | しろ つめ ひで たか<br>城 詰 秀 尊 | 代表取締役社長                                                                       | 再任            |
| 3         | とみ やす はる ひこ<br>富 安 治 彦 | 取締役兼専務執行役員<br>社長補佐、秘書室、人事部、購買・物流部担当 兼<br>内部統制推進委員長                            | 再任            |
| 4         | あら た りょう ぞう<br>荒 田 亮 三 | 取締役兼常務執行役員<br>生産本部長                                                           | 再任            |
| 5         | た じま こう じ<br>田 島 興 司   | 取締役兼常務執行役員<br>法務・広報部、経営企画部、情報システム部、<br>化学品中国事業担当 兼 設備投資委員長 兼<br>コンプライアンス推進委員長 | 再任            |
| 6         | ゆき の とし の り<br>幸 野 俊 則 | 取締役兼常務執行役員<br>樹脂添加剤本部長                                                        | 再任            |
| 7         | こ ばやし よし あき<br>小 林 義 昭 | 取締役兼執行役員<br>食品本部長 兼<br>東アジア食品事業プロジェクトチームリーダー                                  | 再任            |
| 8         | ふじ さわ しげ き<br>藤 澤 茂 樹  | 取締役兼執行役員<br>化学品営業本部長                                                          | 再任            |
| 9         | し が よう じ<br>志 賀 洋 二    | 取締役兼執行役員<br>財務・経理部長                                                           | 再任            |
| 10        | よし なか あつ や<br>芳 仲 篤 也  | 取締役兼執行役員<br>研究開発本部長                                                           | 再任            |
| 11        | なが い かず ゆき<br>永 井 和 之  | 取締役                                                                           | 再任 社外 独立      |
| 12        | えん どう しげる<br>遠 藤 茂     | 取締役                                                                           | 再任 社外 独立      |

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所届出独立役員

招集  
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                                                 | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1<br>再任                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | こおり 昭 夫<br>(1948年12月21日生)<br>取締役会出席率<br>100%<br>(17回/17回)    | 1971年4月 当社入社<br>2003年6月 当社食品企画部長<br>2005年6月 当社執行役員食品企画部長<br>2007年6月 当社執行役員食品本部副本部長兼食品企画部長<br>2008年6月 当社取締役兼執行役員食品本部長兼中国食品事業推進部長<br>2010年6月 当社取締役兼常務執行役員経営企画部長兼設備投資委員長<br>2012年6月 当社代表取締役社長<br>2013年12月 日本農薬株式会社社外取締役<br>2015年6月 日本ゼオン株式会社社外監査役(現)<br>2018年6月 当社代表取締役会長(現)<br>2018年9月 日本農薬株式会社取締役(現) | 71,300株     |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>郡昭夫氏は、2012年6月より、代表取締役社長として3回にわたる中期経営計画の策定と実行を指揮し、当社グループの企業価値向上に貢献してまいりました。2018年6月からは、代表取締役会長として取締役会議長を務め、コーポレート・ガバナンスの強化及び取締役会の実効性向上に尽力いたしました。これらの豊富な経験及び実績を当社グループ経営に活かしてもらうべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が取締役に選任された場合には、本定時株主総会後の取締役会において、代表取締役会長に選定される予定です。</p>              |                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |
| <p>【その他取締役候補者に関する特記事項】</p> <p>同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |
| 2<br>再任                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | しろ 城 詰 秀 尊<br>(1961年11月10日生)<br>取締役会出席率<br>100%<br>(17回/17回) | 1985年4月 当社入社<br>2005年6月 当社電子材料営業部長<br>2010年6月 当社情報・電子材料営業部長<br>2011年6月 当社化学品企画部長<br>2014年6月 当社執行役員化学品企画部長<br>2015年6月 当社執行役員大阪支社長<br>2016年6月 当社取締役兼執行役員大阪支社長<br>2017年6月 当社取締役兼常務執行役員経営企画部長兼設備投資委員長<br>2018年6月 当社代表取締役社長(現)                                                                           | 26,400株     |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>城詰秀尊氏は、化学品営業部門、同企画部門の責任者を務め、当社化学品事業の安定化、強化に取り組んできました。2016年6月より、取締役として当社経営に携わり、2018年6月からは、代表取締役社長として強力なリーダーシップのもと、中期経営計画「BEYOND 3000」の達成に向け陣頭に立って経営を指揮しております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらうべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が取締役に選任された場合には、本定時株主総会後の取締役会において、代表取締役社長に選定される予定です。</p> |                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |
| <p>【その他取締役候補者に関する特記事項】</p> <p>同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |



| 候補者番号                                                                                                                                                                                                   | 氏名<br>(生年月日)                                                                             | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式の数    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <p>3</p> <p>再任</p>                                                                                                                                                                                      | <p>とみ やす はる ひこ<br/>富 安 治 彦</p> <p>(1956年7月7日生)</p> <p>取締役会出席率<br/>100%<br/>(17回/17回)</p> | <p>1979年4月 株式会社第一勧業銀行（現：株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2005年7月 株式会社みずほ銀行管理部 部長</p> <p>2007年6月 当社監査役</p> <p>2009年6月 当社監査役退任</p> <p>当社取締役兼執行役員法務・広報部、財務・経理部担当兼内部統制推進委員長</p> <p>2009年12月 日本農業株式会社社外監査役</p> <p>2010年6月 当社取締役兼執行役員法務・広報部、財務・経理部、情報システム部担当兼内部統制推進委員長</p> <p>2012年6月 当社取締役兼執行役員人事部、財務・経理部、情報システム部担当兼内部統制推進委員長</p> <p>2014年6月 当社取締役兼常務執行役員人事部、財務・経理部、情報システム部担当兼内部統制推進委員長</p> <p>2015年6月 当社取締役兼常務執行役員人事部、財務・経理部、購買・物流部担当兼内部統制推進委員長</p> <p>2018年6月 当社取締役兼専務執行役員社長補佐、秘書室、人事部、購買・物流部担当兼内部統制推進委員長(現)</p> <p>2018年9月 日本農業株式会社監査役(現)</p> | <p>27,900株</p> |
| <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>富安治彦氏は、金融業界における長年の経験と高度な知見を有し、財務上の重要課題への対処など、経営全般に関し有用な提言を行ってきました。また、内部統制推進委員長として、当社グループの内部統制推進体制の強化を進めてきました。これらの豊富な経験と実績、知見を当社グループ経営に活かしてもらおうべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |
| <p>【その他取締役候補者に関する特記事項】</p> <p>同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>                                                                                                                                               |                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                                          | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 4<br>再任                                                                                                                                                                                | 荒田亮三<br>(1956年5月17日生)<br>取締役会出席率<br>100%<br>(17回/17回) | 1980年4月 アデカ・アーガス化学株式会社入社<br>1990年10月 当社入社<br>2010年6月 当社三重工場長<br>2011年6月 当社執行役員三重工場長<br>2012年6月 当社執行役員生産管理部長<br>2014年6月 当社取締役兼執行役員生産本部長<br>2018年6月 当社取締役兼常務執行役員生産本部長(現)                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 19,900株     |
| 【取締役候補者とした理由】<br>荒田亮三氏は、長年にわたり生産部門を統括する責任者として、当社の生産体制の強化に取り組んできました。2014年6月からは、取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらおうべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |             |
| 【その他取締役候補者に関する特記事項】<br>同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。                                                                                                                                         |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |             |
| 5<br>再任                                                                                                                                                                                | 田島興司<br>(1955年5月20日生)<br>取締役会出席率<br>100%<br>(17回/17回) | 1980年4月 アデカ・アーガス化学株式会社入社<br>1990年10月 当社入社<br>2009年6月 当社大阪支社大阪化学品営業部長<br>2010年6月 AMFINE CHEMICAL CORP.代表取締役社長<br>ADEKA USA CORP.代表取締役社長<br>2014年6月 当社執行役員経営企画部長<br>2015年6月 当社取締役兼執行役員経営企画部長、秘書室、法務・広報部、情報システム部担当兼設備投資委員長兼コンプライアンス推進委員長<br>2017年1月 艾迪科精細化工(浙江)有限公司董事長(現)<br>2017年6月 当社取締役兼執行役員秘書室、法務・広報部、情報システム部、化学品中国事業担当兼コンプライアンス推進委員長<br>2018年6月 当社取締役兼常務執行役員法務・広報部、経営企画部、情報システム部、化学品中国事業担当兼設備投資委員長兼コンプライアンス推進委員長(現)<br><br>【重要な兼職の状況】<br>艾迪科精細化工(浙江)有限公司董事長 | 23,100株     |
| 【取締役候補者とした理由】<br>田島興司氏は、研究部門、営業部門や海外子会社で培った幅広い経験と知識を活かし、国内外の当社グループ事業の強化に取り組んできました。2015年6月からは、取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらおうべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |             |
| 【その他取締役候補者に関する特記事項】<br>当社と艾迪科精細化工(浙江)有限公司との間には、金銭貸付の取引関係があります。                                                                                                                         |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |             |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                                         | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 6<br>再任                                                                                                                                                                                                    | 幸野俊則<br>(1955年5月10日生)<br>取締役会出席率<br>88%<br>(15回/17回) | 1979年4月 アデカ・アーガス化学株式会社入社<br>1990年10月 当社入社<br>2007年6月 当社樹脂添加剤開発研究所長<br>2010年6月 当社執行役員樹脂添加剤開発研究所長<br>2014年6月 当社執行役員樹脂添加剤本部副本部長<br>2014年9月 ADEKA INDIA PVT.LTD.<br>代表取締役会長(現)<br>2015年6月 当社上席執行役員樹脂添加剤本部副本部長<br>2016年4月 艾迪科精細化工(常熟)有限公司董事長(現)<br>ADEKA Al Ghurair Additives LLC<br>代表取締役社長(現)<br>2016年6月 長江化学股份有限公司董事長(現)<br>当社取締役兼執行役員樹脂添加剤本部長<br>オキシラン化学株式会社代表取締役社長(現)<br>2018年6月 当社取締役兼常務執行役員樹脂添加剤本部長(現)<br>【重要な兼職の状況】<br>ADEKA INDIA PVT.LTD.代表取締役会長<br>艾迪科精細化工(常熟)有限公司董事長<br>ADEKA Al Ghurair Additives LLC代表取締役社長<br>長江化学股份有限公司董事長<br>オキシラン化学株式会社代表取締役社長 | 26,700株     |
| 【取締役候補者とした理由】<br>幸野俊則氏は、樹脂添加剤事業における研究開発部門の責任者として、市場・顧客ニーズに応えた製品開発を通じて同事業の成長に貢献してきました。その後、同事業の責任者として、また、2016年6月からは、取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらうべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |
| 【その他取締役候補者に関する特記事項】<br>当社とADEKA INDIA PVT.LTD.、長江化学股份有限公司及びオキシラン化学株式会社との間には、製品の売買の取引関係があります。当社と艾迪科精細化工(常熟)有限公司との間には、製品の売買、技術ライセンスの取引関係があります。当社とADEKA Al Ghurair Additives LLCとの間には、製品の売買、金銭貸付の取引関係があります。   |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |
| 7<br>再任                                                                                                                                                                                                    | 小林義昭<br>(1962年5月7日生)<br>取締役会出席率<br>100%<br>(17回/17回) | 1985年4月 当社入社<br>2011年2月 当社西日本食品営業部長<br>2012年6月 当社東日本食品営業部長<br>2016年6月 当社執行役員食品本部副本部長兼東日本食品営業部長<br>2017年6月 当社取締役兼執行役員食品本部部長兼東アジア食品事業プロジェクトチームリーダー(現)<br>2018年3月 艾迪科食品(常熟)有限公司董事長(現)<br>【重要な兼職の状況】<br>艾迪科食品(常熟)有限公司董事長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 14,400株     |
| 【取締役候補者とした理由】<br>小林義昭氏は、長年にわたり食品の営業に従事し、営業部門の責任者として、食品事業の安定化、強化に取り組んできました。2017年6月からは、取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらうべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                              |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |
| 【その他取締役候補者に関する特記事項】<br>当社と艾迪科食品(常熟)有限公司との間には、製品の売買、債務保証、技術ライセンス、金銭貸付の取引関係があります。                                                                                                                            |                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 候補者番号                                                                                                                                                                                 | 氏名<br>(生年月日)                                             | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 8<br>再任                                                                                                                                                                               | 藤 澤 茂 樹<br>(1963年5月26日生)<br>取締役会出席率<br>100%<br>(17回/17回) | 1987年4月 当社入社<br>2009年6月 当社機能性樹脂営業部長<br>2011年6月 当社情報・電子材料営業部長<br>2015年6月 当社化学品企画部長<br>2016年6月 当社執行役員化学品営業本部副本部長兼<br>化学品企画部長<br>2017年3月 台湾艾迪科精密化学股份有限公司董事長(現)<br>艾迪科精細化工(上海)有限公司董事長(現)<br>2017年6月 当社取締役兼執行役員化学品営業本部長(現)<br>【重要な兼職の状況】<br>台湾艾迪科精密化学股份有限公司董事長<br>艾迪科精細化工(上海)有限公司董事長 | 12,000株     |
| 【取締役候補者とした理由】<br>藤澤茂樹氏は、長年にわたり化学品の営業に従事し、化学品営業部門及び同企画部門の責任者として、化学品事業の強化に取り組んできました。2017年6月からは、取締役として当社経営に携わり、職務を適切に遂行しております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらうべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |             |
| 【その他取締役候補者に関する特記事項】<br>当社と台湾艾迪科精密化学股份有限公司と艾迪科精細化工(上海)有限公司との間には製品の売買、技術ライセンスの取引関係があります。                                                                                                |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |             |
| 9<br>再任                                                                                                                                                                               | 志 賀 洋 二<br>(1962年8月3日生)<br>取締役会出席率<br>100%<br>(13回/13回)  | 1985年4月 当社入社<br>2006年6月 当社財務・経理部長<br>2014年6月 当社執行役員財務・経理部長<br>2018年6月 当社取締役兼執行役員財務・経理部長(現)                                                                                                                                                                                      | 14,900株     |
| 【取締役候補者とした理由】<br>志賀洋二氏は、長年にわたり財務・経理部門を担当し、財務・経理部長として財務戦略の策定と推進を通じて、当社グループの財務体質の強化に取り組んできました。2018年6月からは、取締役として当社経営に携わっております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらうべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |             |
| 【その他取締役候補者に関する特記事項】<br>同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。                                                                                                                                        |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |             |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)                                                                   | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 10<br>再任                                                                                                                                                                                                                       | 芳 仲 篤 也<br>(1963年2月10日生)<br>取締役会出席率<br>100%<br>(13回/13回)                       | 1985年4月 当社入社<br>2009年9月 当社電子材料開発研究所長<br>2014年6月 当社執行役員電子材料開発研究所長<br>2015年6月 当社執行役員研究企画部長<br>2018年6月 当社取締役兼執行役員研究開発本部長(現)<br>株式会社東京環境測定センター代表取締役社長(現)<br>【重要な兼職の状況】<br>株式会社東京環境測定センター代表取締役社長                             | 11,200株     |
| 【取締役候補者とした理由】<br>芳仲篤也氏は、長年にわたり電子材料分野における研究・開発及び研究企画部門の責任者として、研究・開発の指揮をとり、当社の研究・開発・企画活動の推進に取り組んできました。2018年6月からは、取締役として当社経営に携わっております。これらの豊富な経験と実績を当社グループ経営に活かしてもらおうべく、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。                                 |                                                                                |                                                                                                                                                                                                                         |             |
| 【その他取締役候補者に関する特記事項】<br>当社と株式会社東京環境測定センターとの間には、分析業務の委託の取引関係があります。                                                                                                                                                               |                                                                                |                                                                                                                                                                                                                         |             |
| 11<br>再任<br>社外<br>独立                                                                                                                                                                                                           | 永 井 和 之<br>(1945年9月24日生)<br>取締役会出席率<br>100%<br>(17回/17回)<br>在任年数(本総会最終時)<br>9年 | 1981年4月 中央大学法学部教授(会社法)<br>1999年11月 中央大学法学部長<br>2004年5月 弁護士登録(現)<br>2005年11月 中央大学学長<br>2005年12月 中央大学総長<br>2010年6月 当社社外取締役(現)<br>2012年6月 公益財団法人私立大学通信教育協会会長(現)<br>2016年4月 中央大学名誉教授(現)<br>【重要な兼職の状況】<br>公益財団法人私立大学通信教育協会会長 | 6,900株      |
| 【社外取締役候補者とした理由】<br>永井和之氏は、長年にわたり大学の法学部で商法(会社法)の教鞭を取り、弁護士資格も有しています。同氏は、社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、総長・学長として大学の経営に携わった豊富な実務経験と高度な専門知識を活かして当社経営全般に助言いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。                                 |                                                                                |                                                                                                                                                                                                                         |             |
| 【独立性に関する事項】<br>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続します。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は16ページに記載のとおりです。                                                    |                                                                                |                                                                                                                                                                                                                         |             |
| 【責任限定契約】<br>当社は、定款第25条において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、善意かつ重大な過失がない場合、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、同氏との間で、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)の損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏の再任をご承認いただいた場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。 |                                                                                |                                                                                                                                                                                                                         |             |
| 【その他取締役候補者に関する特記事項】<br>同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。                                                                                                                                                                                 |                                                                                |                                                                                                                                                                                                                         |             |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                          | 氏名<br>(生年月日)                                                                 | 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 12<br>再任<br>社外<br>独立                                                                                                                                                                                                           | 遠藤 茂<br>(1948年10月16日生)<br>取締役会出席率<br>100%<br>(13回/13回)<br>在任年数(本総会終結時)<br>1年 | 1974年4月 外務省入省<br>2001年4月 同省中東アフリカ局審議官<br>2002年2月 同省領事移住部審議官<br>2003年8月 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使<br>兼 在ジュネーブ日本国総領事館総領事<br>2007年3月 在チュニジア特命全権大使<br>2009年7月 在サウジアラビア特命全権大使<br>2012年10月 外務省退官<br>2013年6月 日揮株式会社社外取締役(現)<br>飯野海運株式会社社外取締役(現)<br>2014年4月 外務省参与(現)<br>2018年6月 当社社外取締役(現)<br>【重要な兼職の状況】<br>日揮株式会社社外取締役<br>飯野海運株式会社社外取締役<br>外務省参与 | 0株          |
| 【社外取締役候補者とした理由】<br>遠藤茂氏は、長年にわたり外交官として活躍され、豊富な国際経験を有しております。同氏は、社外取締役となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、国際情勢等の幅広い知識・見識と豊かな国際感覚を活かして当社経営全般に助言いただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。                                                    |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |
| 【独立性に関する事項】<br>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏が取締役にも再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続します。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は16ページに記載のとおりです。                                                   |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |
| 【責任限定契約】<br>当社は、定款第25条において、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、善意かつ重大な過失がない場合、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、同氏との間で、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)の損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏の再任をご承認いただいた場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。 |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |
| 【その他取締役候補者に関する特記事項】<br>同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。                                                                                                                                                                                 |                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役林義人氏及び竹村葉子氏の任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。  
 監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                                               | 氏名<br>(生年月日)                                                                                     | 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1<br>再任                                                                                                                                                                                                                             | ほやし よし と<br>林 義 人<br>(1953年11月7日生)<br>取締役会出席率<br>100%<br>(17回/17回)<br>監査役会出席率<br>100%<br>(6回/6回) | 1976年4月 当社入社<br>2008年6月 当社食品企画部長<br>2012年6月 当社執行役員食品企画部長<br>2014年6月 当社常勤監査役(現) | 20,000株     |
| <p><b>【監査役候補者とした理由】</b><br/>                     林義人氏は、執行役員として、営業部門を中心に業務執行に携わってきた経歴・実務経験があり、当社の業務に精通しております。また、子会社の代表取締役や監査役を務めていたことなどから、企業経営や監査業務に関する相当程度の知見を有しております。これらの豊富な経験と実績を監査体制の強化に活かしてもらうべく、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                  |                                                                                |             |
| <p><b>【責任限定契約】</b><br/>                     当社は、定款第32条において、監査役との間で、善意かつ重大な過失がない場合、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、同氏との間で、監査役の損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏の再任をご承認いただいた場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。</p>        |                                                                                                  |                                                                                |             |
| <p><b>【その他監査役候補者に関する特記事項】</b><br/>                     同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。</p>                                                                                                                                                  |                                                                                                  |                                                                                |             |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 候補者番号                                                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                         | 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 2<br>再任<br>社外<br>独立                                                                                                                                                                      | たけむら ようこ<br>竹村 葉子<br>(1952年4月7日生)<br>取締役会出席率<br>94%<br>(16回/17回)<br>監査役会出席率<br>100%<br>(6回/6回)<br>在任年数(本総会最終時)<br>8年 | 1990年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属)三宅・今井・池田法律事務所入所<br>1997年1月 同法律事務所パートナー(現)<br>2004年6月 株式会社西洋フードシステムズ(現:西洋フード・コンパスグループ株式会社)社外監査役(現)<br>2005年6月 株式会社ワコール(現:株式会社ワコールホールディングス)社外監査役<br>2011年6月 当社社外監査役(現)<br>【重要な兼職の状況】<br>西洋フード・コンパスグループ株式会社社外監査役 | 6,700株      |
| 【社外監査役候補者とした理由】<br>竹村葉子氏は、長年、弁護士として企業法務に精通しております。同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、法律的な見地から専門的な立場で、豊富な経験や識見を活かした客観的な監査をしていただけると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。                      |                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                      |             |
| 【独立性に関する事項】<br>同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。同氏が監査役に再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続します。なお、当社の定める社外役員の独立性判断基準は16ページに記載のとおりです。              |                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                      |             |
| 【責任限定契約】<br>当社は、定款第32条において、監査役との間で、善意かつ重大な過失がない場合、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、同氏との間で、監査役の損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏の再任をご承認いただいた場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。 |                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                      |             |
| 【その他監査役候補者に関する特記事項】<br>同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。                                                                                                                                           |                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                      |             |



<ご参考> 社外役員の独立性判断基準

当社取締役会は、当社との人的関係、資本的關係や、取引關係の有無及びその規模等から判断して、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を、独立社外役員（独立社外取締役・独立社外監査役）の候補者として指名する。

以下に定める要件を満たすと判断される場合、十分な独立性を有する者と判定する。

1. 本人が、当社グループの業務執行者または出身者でないこと。  
また、過去5年間に本人の近親者等（注1）が当社グループの業務執行者でないこと。
2. 本人が、現在または過去5年間ににおいて、以下に掲げる者に該当しないこと。
  - (1)当社の大株主（注2）の業務執行者
  - (2)当社の主要な取引先（注3）の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者
  - (3)当社グループの主要な借入先（注4）の業務執行者
  - (4)当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
  - (5)当社から役員報酬以外に多額（注5）の金銭等を得ている者
  - (6)当社の役員相互就任先の業務執行者
  - (7)当社から多額の寄付または助成を受けている団体（注6）の業務を執行する者
3. 本人の近親者等が、現在、2. (1)ないし(7)に該当しないこと。

- 注1 近親者等とは、本人の配偶者または二親等内の親族若しくは同居の親族をいう。
- 2 大株主とは、事業年度末における議決権所有割合が10%以上である者をいう。
- 3 主要な取引先とは、当社の取引先であって、過去3事業年度の年間取引金額が当社の連結総売上高または相手方の連結総売上高の2%を超える者をいう。
- 4 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- 5 多額とは、個人として当社から収受している金銭等の額が過去3事業年度の平均で年間1千万円を超える場合、または、その所属する団体に対し当社が支払う対価が、過去3事業年度の平均で当該団体の売上高または総収入金額の2%を超える場合をいう。
- 6 多額の寄付または助成を受けている団体とは、当社から年間1千万円を超える寄付または助成を受けている団体をいう。

なお、社外取締役及び社外監査役を選任するにあたり、会社からの独立性以外の要素として、人格や識見に優れ、経営・法律や会計等に関する高度な専門知識や実務経験を有していること等を、候補者の要件とする。

#### 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

当社は、2007年6月22日開催の当社第145回定時株主総会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)に定義されるものをいいます）の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を導入し、かかる対応方針は、2度の更新を経た後、2016年6月24日開催の当社第154回定時株主総会で更新されて現在に至ります（以下「現行プラン」といいます）。

現行プランの有効期限は、本総会終結の時までとなっておりますが、当社は、2019年5月20日開催の当社取締役会において、本総会で株主の皆様にご承認いただくことを条件に、現行プランに所要の改定（以下「本改定」といいます）を行った上で現行プランを更新することを決定しました（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます）。

本プランは、本議案につき、当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとされていますので、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

なお、本プランの特徴、必要性及び概要は、次のとおりです。

##### <本プランの特徴>

本プランは、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、次のような特徴を備えています。

- ① 経営陣による濫用的な対抗措置の発動等を防止するため、**当社の業務執行を行う経営陣から独立した委員によって構成される独立委員会**が、取締役会に対し、対抗措置の発動の是非等に関する勧告を行うものとし、取締役会はかかる独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。
- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会が当社取締役会に対抗措置の不発動を勧告しなかったときには、当社取締役会は、本プランによる**対抗措置の発動の是非について、必ず株主総会を招集し株主の皆様の意思を確認**いたします。
- ③ **基本方針に照らして不適切な者以外の株主の皆様が、対抗措置の発動によって法的権利及び経済的利益が損なわれることは想定していません。**

### <本プランの必要性>

当社は、次の理由により、本プランの更新が必要であると判断しています。

- ① 大規模買付行為がなされた場合、これに応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものですが、**全ての株主の皆様に適切な判断をしていただくために、当該大規模買付行為にかかる適切な情報を提供することが当社取締役会の責務であると考えています。**そのため、当社は大規模買付者に対して情報を提供することを求め、提供された情報を一定の時間をかけて検討し、検討した結果を株主の皆様にご公表することを本プランに定めています。
- ② 金融商品取引法における公開買付制度のルールでは、**情報の提供と検討時間の確保が不十分となりかねないこと、公開買付けを実施しなくとも発行済株式の過半数を取得することは可能であることから、本プランに基づき情報と時間を確保することに意義があると判断しています。**

### <本プランの概要>

本プランの基本的な内容は、現行プランと同一です。本プランは、当社に対する大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が、大規模買付者に対して、大規模買付者及び大規模買付行為に関する情報の提供を求め、独立委員会による勧告を最大限尊重して、当該大規模買付行為について評価・検討し、大規模買付者との買付条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、一定の場合には対抗措置を発動するための手続です。

|                                        |       |                     |
|----------------------------------------|-------|---------------------|
| 大規模買付者の出現<br>～意向表明書の提出                 | ..... | P.28～ 3. (2)(a)～(b) |
| ▽                                      |       |                     |
| 大規模買付者による情報提供                          | ..... | P.30～ 3. (2)(c)～(e) |
| ▽                                      |       |                     |
| 取締役会・独立委員会による評価                        | ..... | P.32～ 3. (2)(f)～(h) |
| ▽                                      |       |                     |
| 独立委員会による対抗措置発動の是非に関する勧告<br>～株主総会の招集の勧告 | ..... | P.34～ 3. (2)(i)ア    |
| ▽                                      |       |                     |
| 対抗措置発動・不発動の決議                          | ..... | P.36 3. (2)(i)イ～ウ   |

### <現行プランを更新する理由>

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針につきましては、2016年6月24日開催の第154回定時株主総会での承認を得て、現行プランに更新いたしました。

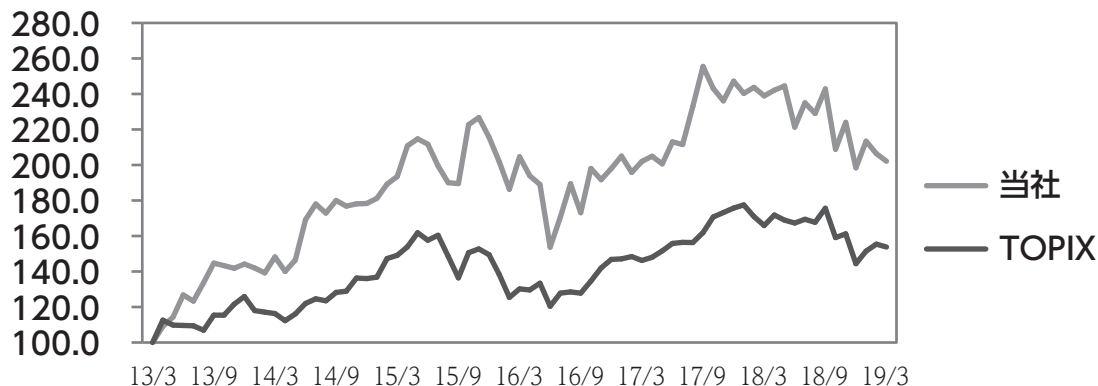
現行プランへの更新以降、下表に示すとおり、当社業績は大きく伸長し、増配を続けております。また、当社、当社子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）が「連結売上高3,000億円」を目標に掲げ始めた前々回の中期経営計画『STEP3000』（2012年度～2014年度）以降、現在までの当社株式の株価パフォーマンスも東証株価指数（TOPIX）を上回る結果となっています。

[業績・配当の推移]

|                 | 2015年度  | 2016年度  | 2017年度  | 2018年度  |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|
| 売上高             | 2,227億円 | 2,234億円 | 2,396億円 | 2,993億円 |
| 営業利益            | 193億円   | 210億円   | 213億円   | 266億円   |
| 経常利益            | 195億円   | 218億円   | 223億円   | 266億円   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 132億円   | 153億円   | 153億円   | 170億円   |
| 配当金             | 30円     | 35円     | 39円     | 45円     |

[株価パフォーマンス]

### 当社株価とTOPIXの動向（2013年3月末=100）



このような業績向上等を可能にした要因の一つに、現行プランの存在が挙げられます。すなわち、当社としては、株式の大規模買付行為がなされた場合に、当該行為に対して事前の十分な情報提供や考慮・検討のための期間を求めるルールを設け、経営基盤の安定性が確保されていたことで、2015年度から2017年度までの中期経営計画『STEP 3000-II』に集中して取り組むことができたと考えています。

また、当社グループのコーポレートガバナンス体制に関しては、前回更新時以降、取締役会の監督機能強化及び経営の透明性の確保に加えて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上という「攻めのガバナンス」の観点から、「A D E K Aグループコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、中長期インセンティブとして株式報酬制度を導入するなど、さらなる強化に向け、継続的に取り組んできました。

当社は、現行プランへの更新後3年間のこれらの成果や取組み、及び、2018年4月からスタートさせた現在の中期経営計画『BEYOND 3000』への取組みの状況等を鑑みた場合、現行プランが企業価値及び株主の皆様共同の利益の向上に寄与してきたものと考えています。

以上の点を踏まえまして、中期経営計画『BEYOND 3000』の最終年度（2020年度）の目標である連結売上高3,000億円超（オーガニックグロス）、売上高営業利益率10%、ROE10%の達成及び、配当性向30%への段階的な引き上げに向け、本総会において、本プランへの更新をご提案させていただくものです。

## <目次>

|                                                                      |      |
|----------------------------------------------------------------------|------|
| 1. 基本方針について                                                          | P.21 |
| 2. 基本方針の実現に資する当社の取組みについて                                             | P.21 |
| 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について | P.26 |
| 4. 本プランの有効期間並びに本プランの継続、廃止及び変更等について                                   | P.38 |
| 5. 株主及び投資家の皆様への影響について                                                | P.39 |
| 6. 本プランの合理性について                                                      | P.40 |
| （別紙1）大株主の状況                                                          |      |
| （別紙2）本プランの手続の流れ                                                      |      |
| （別紙3）独立委員会委員の氏名及び略歴                                                  |      |
| （別紙4）新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要                                           |      |
| （別紙5）独立委員会の概要                                                        |      |

## 1. 基本方針について

当社は、当社の株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為（下記3(2)(a)に定義されます。以下同じとします）がなされた場合、これが当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、大規模買付行為に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、近年の資本市場においては、対象会社の経営陣の同意を得ずに、一方的に大量の株式の買付を強行するような動きも見られます。こうした大規模買付行為の中には、その目的等からみて企業価値及び株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、または、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付行為の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社取締役会は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社株主の皆様共同の利益及び当社の企業価値を持続的に確保・向上させていくことを可能とする者である必要があると考えており、上記の例を含め、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えています。

## 2. 基本方針の実現に資する当社の取組みについて

### (1) 当社の企業価値の源泉

#### ① 経営理念

当社グループは、「新しい潮流の変化に鋭敏であり続けるアグレッシブな先進企業を目指す」「世界とともに生きる」という経営理念の下、世界市場で競争力のある技術優位な製品群によるグローバルな事業展開を加速し、時代の先端を行く製品と、環境に優しく、顧客ニーズに合った製品を提供し続けています。

上記の経営理念の根底には、「本業を通じた社会貢献」というCSR（企業の社会的責任）の思想が流れています。すなわち、社会環境の変化を鋭敏にとらえ、当社の持つ先進技術を積極的に駆使することにより、新しい社会的課題への解決策を提供するとともに、株主及び

投資家の皆様を始め、顧客、取引先、従業員、地域社会等、全てのステークホルダーの利益に配慮した経営活動を行うことにより、当社は、社会から信頼され、真に必要なとされる企業となることを目指しています。

幅広いステークホルダーへの貢献を通じた企業価値の向上、ひいては、株主の皆様共同の利益の増大により、健全かつ持続的な成長・発展を続けることが、当社の経営の基本方針であり、創業以来、築き上げてきた、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの良好な信頼関係こそが、当社の企業価値の源泉となっています。

## ② 当社の事業内容とその特徴

化学品事業と食品事業という2つのコアビジネスを擁するユニークな企業として事業活動を行っています。そして、化学品事業においては、樹脂添加剤、情報・電子化学品、機能化学品、食品事業においては、加工油脂製品、加工食品製品といった非常に多岐にわたる事業分野をもち、かつ、それらの事業が相互に有機的に結びついているという特徴を有しています。

当社は、新規技術の創造と得意技術の融合により、環境の保全や人々の健康で豊かな生活に役立つ先駆的な製品を持続的に開発・提供し、国際社会に貢献できる企業を目指し、化学品事業と食品事業の両分野で、お客様や取引先様をはじめとするビジネスパートナーの皆様との共創により、独自性の高い技術を開発し、新しい価値を創造し続けています。また、各事業分野で培ってきた得意技術を融合し、環境・エネルギー、ライフサイエンスといった新しい事業分野にも注力しています。

創業以来、今日まで、幅広い事業分野におけるビジネスパートナーの皆様との強い信頼関係の下、築き上げてきた、独自性の高い技術力もまた、当社の企業価値の源泉となっています。

## (2) 中期経営計画について

当社グループは、2018年度から2020年度の中期経営計画『BEYOND 3000』を2018年4月からスタートしました。『BEYOND 3000』は、2025年の当社グループのありたい姿『ADEKA VISION 2025』の実現に向けたセカンドステージであり、この3年間でオーガニックグロス（自立的成長）により、売上高3,000億円を超え、さらなる拡大を目指してまいります。

〔中長期ビジョン『ADEKA VISION 2025』〕

先端技術で明日の価値を創造し豊かなくらしに貢献するグローバル企業

現在の事業基盤である「化学品と食品」のみならず幅広い事業を世界中に展開し、メーカーとして世界の技術をリードしつつ、本業を通じて社会（豊かなくらし）に貢献するグローバル企業を目指す。

〔中期経営計画『BEYOND 3000』〕

① 基本方針

「売上高3,000億円を超えるグッドカンパニーとなる。」

② 3つの基本戦略

i) 3本柱の規模拡大

『樹脂添加剤』『化学品』『食品』を事業の3本柱として、事業毎に定める戦略製品の販売をグローバルで拡大する。

ii) 新規領域への進出

ターゲットとする『ライフサイエンス』『環境』『エネルギー』分野において、ビジネスモデルを構築し、事業化を推進する。

iii) 経営基盤の強化

CSRを推進し、社会への貢献と社会からの信頼を高める。

当社グループの相互連携を強化し、総合力を発揮する。

③ 5つの施策

|       |                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 経営管理  | グループ経営管理の強化<br>当社グループ共通の価値観の醸成や、制度・体制等の整備により、グループ経営管理の強化を図る。                     |
| グローバル | グローバル化の拡大とローカライゼーションの加速<br>調達・生産・販売のグローバル展開をさらに拡大させるとともに、海外の各現地法人の成長を加速する。       |
| 技術    | イノベーションの創出と競争力の強化<br>社会から求められる製品を永続的に創出していくため、研究開発の強化と新規事業化の推進及び生産技術の深化・継承に取り組む。 |
| 人財    | グローバル人財・リーダー人財の拡充<br>企業資産である人財への持続的な投資により、グローバル人財・リーダー人財を拡充する。                   |
| 企業価値  | CSRを推進し社会とともに発展<br>CSR推進体制のレベルアップを図り、事業を通じて社会の課題解決に貢献し、当社の持続的成長につなげていく。          |



#### ④ 経営目標

|          | 2017年度実績 | 2018年度実績 | 2020年度<br>(中計最終年度) |
|----------|----------|----------|--------------------|
| 連結売上高    | 2,396億円  | 2,993億円  | 3,000億円超           |
| 売上高営業利益率 | 8.9%     | 8.9%     | 10%                |
| ROE      | 8.1%     | 8.5%     | 10%                |
| 配当性向     | 26.1%    | 27.1%    | 30%                |

##### [連結売上]

オーガニックグロース（自立的成長）による連結売上高3,000億円超の達成が目標です。

このほかに、事業領域の拡大と新規事業の育成を目的とした、M&Aグロースも積極的に進めていきます。

##### [投融资計画]

3カ年総額：1,000億円（内訳：設備投資額500億円、M&A資金500億円）

##### [配当・株主還元]

当社は、経営基盤の強化、中長期的視野に立った成長事業領域への投資等による事業の拡大により企業価値の向上を図っていくとともに、安定した配当の継続を基本として、経営環境、業績、財務状況などを総合的に勘案して、適正な利益還元を行ってまいります。配当につきましては、中長期的水準の向上を目指しており、中期経営計画『BEYOND 3000』の最終年度である2020年度連結配当性向30%を目標とし、段階的に引き上げていく方針です。今後も、効率的な資本構成と資本運用を意識しながら製品の高付加価値化と差別化に取り組んでまいります。

当社グループは、本中期経営計画の実行を通じて、企業価値の向上と株主の皆様共同の利益の確保を図ってまいります。

#### (3) ライフサイエンス事業の拡大

中期経営計画『BEYOND 3000』では、ライフサイエンス事業を、進出すべき新規領域の一つに掲げています。農業事業ビジネスをポートフォリオに加え、ライフサイエンス事業の拡大を加速させるため、当社は、日本農薬株式会社（以下「日本農薬」といいます）と資本業務提携契約を締結し、同社を連結子会社化しました。

日本農薬は、当社の農薬部門を分離し、1928年に設立された会社で、当社事業・組織文化との親和性が極めて高く、従前から、両社研究部門間で様々な技術交流を行ってきました。今回の資本業務提携を通じて、当社と日本農薬の有機合成技術や製剤技術のシナジー効果を追求すべく、人材交流、研究開発領域の相互補完、生産技術・生産拠点等の相互利用を進め、当社グループのライフサイエンス事業の拡大に取り組んでまいります。

特にライフサイエンス事業における新規薬剤・医療機器の開発には、長期的な視野に立った地道な研究開発活動と事業化に向けた多額の投資が必要であり、両社の強みを活かした安定的かつ持続的な研究開発体制と生産・販売体制の構築が求められます。

日本農薬との資本業務提携契約に基づき、新製品開発から市場投入に至る長期的・安定的な事業活動を進めていくためにも、短期的利益のみを追求するのではなく、中長期的な観点から企業価値及び株主の皆様共同の利益の向上を図っていく必要性は一層高まっているものと考えております。

#### (4) コーポレートガバナンスの強化

以上の施策を推進していくにあたり、当社は、健全で透明性が高く、安定した経営の基盤となるコーポレートガバナンス、コンプライアンス及びリスクマネジメントの一層の強化に努めています。

コーポレートガバナンスの強化のため、当社は、監査役会設置会社制度の枠内で、監督と執行との分離を可及的に進めるため、執行役員制度を導入し、経営の監督及び意思決定と執行の分離を図っています。また、職務執行の責任を明確化するため、取締役と執行役員の任期はそれぞれ1年としています。取締役会は月1回の定時取締役会と、臨時取締役会を随時開催し、月に数回行われる経営会議による審議と合わせ、機動的かつ十分な検討を経て、意思決定を行っています。

当社は、取締役会の承認を要する重要事項について事前審議を行い、業務執行に関する情報の共有化を図るとともに、取締役会の審議の迅速化を図る目的で経営会議を設置しています。経営会議は、常勤取締役と執行役員で構成し、経営会議規則で定める事項について審議、決定します。取締役会の監督機能を強化し、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から助言を得るため、当社独自の独立性の基準を満たす独立社外取締役を2名、独立社外監査役を3名選任し、全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2017年6月に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

取締役・監査役候補者の指名、執行役員の選任や、役員報酬の決定の透明性・公正性を高めるため、「ADEKAグループコーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、代表取締役から独立社外取締役に事前説明を行い、独立社外取締役の意見・助言を踏まえて、取締役会の決議により決定しています。

大規模買付行為への対応に関しては、当社は、大規模買付者の出現時に本プランに基づき当社取締役会が行う意思決定手続の透明性・客観性を確保することを目的として、独立性の高い社外役員と社外有識者で構成される独立委員会を設置しています。独立委員会は、大規模買付者の出現時には、企業価値の向上と株主の皆様共同の利益の確保のため、客観的・独立的な立場で取締役会に対し勧告・提案を行います。また、平時においても独立委員会は年2回開催され、これを通じて、当社は独立委員に対して当社の経営に関する情報を更新的に提供し、また、独立委員会から当社に対して客観的・独立的な立場からのご意見・ご助言をいただくことで、当社が、常に適切な経営判断を行える環境を整えています。

なお、当社は、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードへの対応として、当社グループの企業使命・経営理念を実現し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的に、コーポレートガバナンスの基本的な考え方と基本方針を定めた「ADEKAグループコーポレートガバナンス・ガイドライン」(<https://www.adeka.co.jp/ir/library/pdf/cgg.pdf>)を制定しております。今後も、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を踏まえ、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります。

### 3. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

#### (1) 本プランによる買収防衛策更新の目的について

当社は、上記1記載の基本方針に基づき、当社の総議決権の20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。しかしながら、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社グループの

歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様が適切な判断を行われるために、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。

以上の見地から、当社は、上記1の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間の確保を求めることによって、(i)当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、(ii)当社取締役会が、独立委員会（下記(2)(h)に定義されます。以下同じとします）の勧告を受けて、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、(iii)株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には下記(2)(k)に定義される例外事由該当者をいいます）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収防衛策の更新が必要であるとの結論に達しました。

本プランによる買収防衛策の更新に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社取締役会は、本総会において本議案を付議することを通じて株主の皆様のご意思を確認させていただくことといたします。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、2019年3月31日現在における当社の大株主の状況は（別紙1）のとおりです。

## (2) 本プランの内容について

本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙2）のとおりですが、本プランの具体的内容は以下のとおりです。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法律、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式が上場されている金融商品取引所の規則等（以下「法令等」と総称します）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらの法令等の各条項を実質的に継承する当該改正後の法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとしたします。

### (a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①ないし③のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）若しくはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得（注3）
- ② 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得（注7）
- ③ 上記①または②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注8）に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注9）を樹立する行為（注10）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りま）

（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀

行、証券会社その他の金融機関並びに当社の特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注7) 買付その他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。

(注9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注10) 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要なと判断される範囲において当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、(i)本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名押印のなされた書面、及び(ii)当該署名または記名押印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます）を当社代表取締役社長宛に提出していただきます。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提出いたします。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、以下の事項を明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

① 大規模買付者の概要

- (i) 氏名または名称
- (ii) 住所または本店、事務所等の所在地
- (iii) 設立準拠法
- (iv) 代表者の氏名
- (v) 日本国内における連絡先

② 提案する大規模買付行為の概要

③ 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数

④ 意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式の取引状況

当社は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

(c) 大規模買付者による情報提供

大規模買付者には、当社取締役会が意向表明書を受領した日から5営業日（初日不算入とします）以内に、当社取締役会に対して、次の①から⑨までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

① 大規模買付者及びそのグループ会社等（主要な株主または出資者（直接であるか間接であるかを問いません。以下同じとします）並びに重要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者がファンドまたはその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合及び財務内容並びに役員の氏名、略歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます）

② 大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況

- ③ 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます）
  - ④ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
  - ⑤ 大規模買付行為に係る買付等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠を含みます）
  - ⑥ 大規模買付行為に係る買付等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません）を含みます）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する具体的取引の内容を含みます）
  - ⑦ 大規模買付行為の完了後に意図する当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）その他大規模買付行為完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
  - ⑧ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません）及び関連が存する場合にはその関連に関する詳細
  - ⑨ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から5営業日（初日不算入とします）以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報
- (d) 大規模買付者に対する追加情報提供要求
- 当社取締役会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、(i)当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、(ii)当社取締役会及び独立委員会による当該大規模買付行為に対する賛否の意見形成（以下「意見形成」といいます）、ま



たは当社取締役会による代替案の立案（以下「代替案立案」といいます）を株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、独立委員会が同様の判断に達することを条件に、合理的な期間の提出期限（当社取締役会が意向表明書を受領した日から60日以内（初日不算入とします）で当社取締役会が定める一定の日とします）を定めた上で、当該定められた具体的な期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び取締役会による代替案立案のために必要な追加情報の提供を、随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。

ただし、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(e) 情報提供の完了及び情報の開示

当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等に従って適時適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を、適用ある法令等に従って必要な範囲で適時適切に開示します。

ただし、当社取締役会は、かかる判断及び決定にあたって、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(f) 取締役会評価期間の設定及び延長

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①または②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した旨を当社が開示した日から起算され、初日不算入とします）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定します。

大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付が行われる場合：最長60日間

② ①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(i)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の委員の全員一

致に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入とします）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

(g) 取締役会評価期間における取締役会による評価等

当社取締役会は、取締役会評価期間内（延長された場合はその期間も含まれます）において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。

当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等。以下同じとします）の助言を得るものとします。かかる費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

(h) 独立委員会の設置

当社は、既に本プランの発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます）並びに社外有識者の中から3名以上で構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます）を設置いたしているところですが、本プランにおいてもそれを継続いたします。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある外部専門家の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

本改定による現行プランの本プランへの改定当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は（別紙3）のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、本プランに特段の定めがある場合を除き、その過半数をもって行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議します。

(i) 独立委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議等

ア 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、次の(ア)から(ウ)に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

(ア) 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合（例えば、大規模買付ルールに基づき、株主総会に諮るべきときにおいて、株主総会の決議を待つことなく大規模買付行為を開始する場合等、所定の手続の途中で大規模買付ルールに違反するに至った場合も含みます）で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内（初日不算入とします）に当該違反が是正されない場合には、独立委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

(イ) 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が次の①から⑦までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下「濫用的買収者」と総称します）であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。

なお、独立委員会は、大規模買付ルールが遵守された場合において、大規模買付者による大規模買付行為若しくはその提案の内容の検討、または大規模買付者との協議・交

渉等の結果、独立委員会がその委員の全員一致により、対抗措置の不発動の勧告を行う旨の判断に至らなかったときは、本プランによる対抗措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合
- ② 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- ③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- ④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑥ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、二段階買付（第一段階の買付で当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付の条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付を行い、株主の皆様に対して買付に応じることを事実上強要するもの）等に代表される、構造上、株主の皆様の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- ⑦ 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係が破壊または毀損され、その結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記ア)に準じるものとします。

(ウ) 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の中止または発動の停止の勧告等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記ア)に準じるものとします。

イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、上記ア(ア)、(イ)及び(ウ)の独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。

なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、ア(ア)〔大規模買付ルールが遵守されなかった場合〕においては、対抗措置発動の決議を行うことができるものとし、ア(イ)〔大規模買付ルールが遵守された場合〕においては、対抗措置不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご質問いただくことができないものとします。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

なお、大規模買付者は、当社取締役会が本プラン所定の手続に従って（すなわち、独立委員会の上記アに基づく対抗措置の不発動の勧告、または下記ウに基づく株主総会における対抗措置の発動の決議が得られなかったことを受けて）対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為を開始・実行してはならないものとさせていただきます。

ウ 当社株主総会の招集

当社取締役会は、上記ア(イ)に掲げる株主総会に諮るべきである旨の独立委員会の勧告がなされた場合、及び、上記イに基づき、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご質問いただくことができない旨の取締役会決議を行った場合には、本プランによる対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものとします。この場合には、当社取締役会は、かかる手続によって実施された株主総会の決議に従い、対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

株主総会の招集を行うにあたり、当社取締役会は、大規模買付情報の概要、意向表明書に関する当社取締役会の意見及び独立委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

なお、株主総会開催の前提として、当社取締役会は、大規模買付者から十分な情報を受領後速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日(以下「承認総会議決権基準日」といいます)を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとし、当該株主総会において議決権を行使することができる株主は、承認総会議決権基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主とします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものとし、当該株主総会の結果は、その決議後速やかに開示するものとし、

なお、当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

(j) 大規模買付情報の変更

上記(e)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会が大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。これにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為(以下「変更前大規模買付行為」といいます)について進めてきた本プランに基づく手続は中止されるものとし、この場合、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為は、変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱われ、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとし、

ただし、当社取締役会は、かかる判断にあたって、独立委員会の意見を最大限尊重するものとし、

(k) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものを想定しています(以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます)。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、(別紙4)に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てを行う場合には、(i)例外事由該当者(当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として、独立委員会による助言を踏まえて当社取締役会が認定した者等をいいます。以下同じとします)による権利行使は認められないとの行使条件、または(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするとともに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができること等を内容とする取得条項等を設けることがあります。

#### 4. 本プランの有効期間並びに本プランの継続、廃止及び変更等について

##### (1) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本総会において本議案が可決された時から、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止することが可能です。すなわち、かかる有効期間の満了前であっても、①本総会において本議案が承認されなかった場合、②当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または③当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

##### (2) 本プランの継続、廃止及び変更等

本プランについては、本総会後に行われる当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社取締役会は、法令等またはそのガイドラインの改正等により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

## 5. 株主及び投資家の皆様への影響について

### (1) 本プランによる買収防衛策の更新時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランによる買収防衛策の更新時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本プランないし本改定がその効力発生時に株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

### (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保及び向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあるものの、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においては、保有する当社株式1株当たりの価値の希薄化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希薄化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的及び具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当事者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てがなされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希薄化は生じません。そのため、当社株式1株当たりの価値の希薄化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により不測の損害を被る可能性があります。

なお、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関する手続は、次のとおりです。これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認下さい。

- ① 当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令等及び当社の定款に従い、これを公告します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。
- ② 本新株予約権の無償割当てが行われる場合、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。



- ③ 当社は、基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします（なお、行使請求書は当社所定の書式によるものとし、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主の方ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言、並びに当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を含むことがあります）。株主の皆様におかれましては、取締役会で別途定める金額（本新株予約権1個当たり1円以上）を払込取扱場所に払い込むとともに、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該本新株予約権を行使できない場合があります。
- ④ 他方、当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類、当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります）。ただし、例外事由該当者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

## 6. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

### (1) 企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とすること

本プランは、上記3(1)記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間の確保を求めることによって、(i)当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、(ii)当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対

して提示すること、あるいは、(iii)株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

**(2) 事前の開示を行うこと**

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

**(3) 株主意思を重視すること**

当社は、本議案を本総会に付議することにより、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。

また、上記3(2)(i)イ及びウ記載のとおり、当社取締役会は、本プランによる対抗措置の発動について、一定の場合に、当社の株主総会において株主の皆様の意思を確認することとされています。

さらに、上記4記載のとおり、①当社の株主総会または②当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には、有効期間の満了前であっても、本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられています。

**(4) 外部専門家の意見を取得すること**

上記3(2)(g)記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に関しては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

**(5) 独立委員会を設置するとともにその勧告を最大限尊重すること**

当社は、上記3(2)(h)記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます）並びに社外有識者の中から3名以上で構成される独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会

及び独立委員会から独立した第三者的立場にある外部専門家の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会の勧告に係る判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

(6) **デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと**

本プランは、上記4記載のとおり、当社の株主総会の決議または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することができ、また、当社は期差任期制を採用していないため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

(別紙1)

## 大株主の状況

2019年3月31日現在

| 氏名または名称                                                | 住所                                               | 持株数<br>(千株) | 持株比率<br>(%) |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------|-------------|
| ※日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社(信託口)                         | 東京都中央区晴海一丁目8番11号                                 | 6,418       | 6.20        |
| ※日本マスタートラスト<br>信託銀行株式会社(信託口)                           | 東京都港区浜松町二丁目11番3号                                 | 5,783       | 5.58        |
| 朝日生命保険相互会社                                             | 東京都千代田区大手町二丁目6番1号                                | 4,053       | 3.91        |
| ※みずほ信託銀行株式会社退職給付<br>信託みずほ銀行口再信託受託者資産<br>管理サービス信託銀行株式会社 | 東京都中央区晴海一丁目8番12号<br>晴海アイランドトリトンスクエアオフィ<br>スタワーZ棟 | 3,770       | 3.64        |
| ※日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社(信託口9)                        | 東京都中央区晴海一丁目8番11号                                 | 2,914       | 2.81        |
| A D E K A 取引先持株会                                       | 東京都荒川区東尾久七丁目2番35号                                | 2,866       | 2.77        |
| 農 林 中 央 金 庫                                            | 東京都千代田区有楽町一丁目13番2号                               | 2,244       | 2.17        |
| 日 本 ゼ オ ン 株 式 会 社                                      | 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号                                | 2,188       | 2.11        |
| 全国共済農業協同組合連合会                                          | 東京都千代田区平河町二丁目7番9号<br>JA共済ビル                      | 2,049       | 1.98        |
| ※日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社(信託口5)                        | 東京都中央区晴海一丁目8番11号                                 | 1,892       | 1.83        |
| 計                                                      |                                                  | 34,180      | 33.00       |

(注) 1. 発行済株式総数は、103,651,442株です。

2. 持株比率は、自己株式(59,454株)を控除して計算しております。

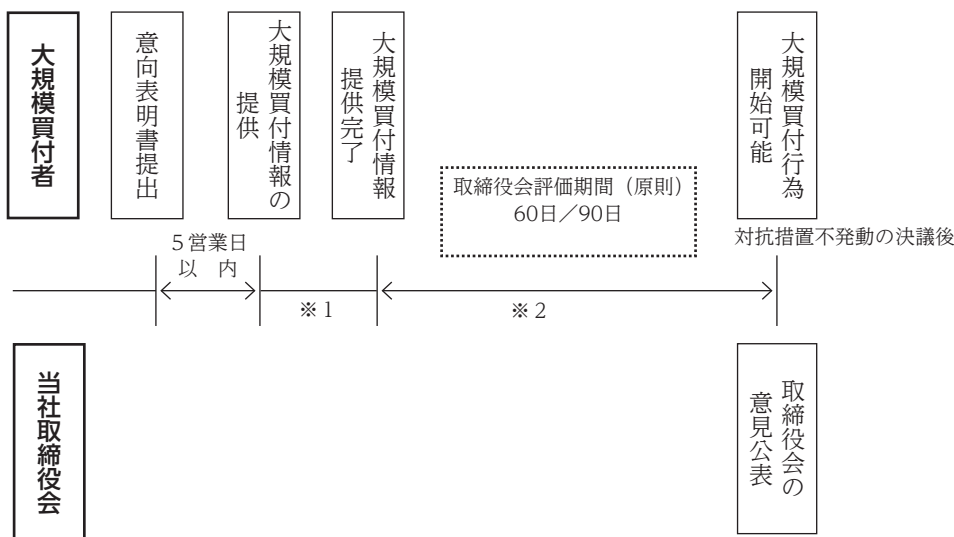
3. ※の信託銀行の持株数には信託業務に係る株式数が含まれております。

以 上

(別紙2)

## 本プランの手續の流れ

### 【大規模買付ルール】



大規模買付情報の提供

※1：当社取締役会は、①当初提供を受けた情報だけでは当該大規模買付行為に於けるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、②当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます）、または取締役会が代替案を立案し（以下「代替案立案」といいます）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、独立委員会が同様の判断に達することを条件に、合理的な期間の提出期限（当社取締役会が意向表明書を受領した日から60日以内（初日不算入とします）であって当社取締役会が定める一定の日とします）を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び取締役会による代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。ただし、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

取締役会評価期間

※2：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付の場合には最長60日間（初日不算入とします）、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間（初日不算入とします）です。なお、独立委員会が取締役会評価期間内に一定の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の委員の全員一致に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日不算入とします）延長することができるものとします。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

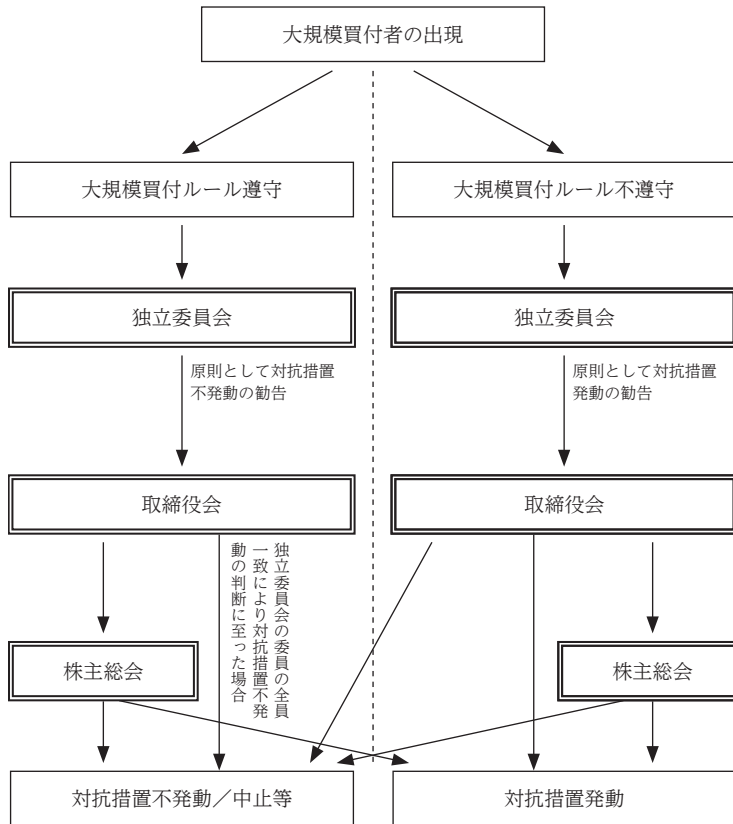
計算書類

監査報告

### 独立委員会の勧告手続等

- 独立委員会は、当社取締役会に対し、必要に応じて勧告を行います。
- 当社取締役会は、必要に応じ、当社取締役会として株主の皆様へ大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等の提示を行い、また、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行います。
- 独立委員会は、大規模買付ルールが遵守された場合において、大規模買付者による大規模買付行為またはその提案の内容の検討や、大規模買付者との協議・交渉等の結果、独立委員会が委員の全員一致により対抗措置の不発動の勧告を行う旨の判断に至らなかった場合には、本プランによる対抗措置の発動につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告するものとします。その場合、当社取締役会は、本プランによる対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会の招集手続を速やかに実施するものとします。

### 【対抗措置発動に関する概要】



以上

(別紙3)

### 独立委員会委員の氏名及び略歴

[氏名] 永井和之 (当社社外取締役、公益財団法人私立大学通信教育協会会長、中央大学名誉教授、弁護士)  
[略歴] 1981年4月 中央大学法学部教授(会社法)  
1999年11月 同大学法学部長  
2004年5月 弁護士登録(現職)  
2005年11月 中央大学学長  
2005年12月 同大学総長  
2010年6月 当社社外取締役(現職)  
2012年6月 公益財団法人私立大学通信教育協会会長(現職)  
2016年4月 中央大学名誉教授(現職)

[氏名] 遠藤 茂 (当社社外取締役、外務省参与、日揮株式会社社外取締役、飯野海運株式会社社外取締役)  
[略歴] 1974年4月 外務省入省  
2001年4月 同省中東アフリカ局審議官  
2002年2月 同省領事移住部審議官  
2003年8月 在ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使 兼 在ジュネーブ日本国総領事館総領事  
2007年3月 在チュニジア特命全権大使  
2009年7月 在サウジアラビア特命全権大使  
2012年10月 外務省退官  
2013年6月 日揮株式会社社外取締役(現職)  
飯野海運株式会社社外取締役(現職)  
2014年4月 外務省参与(現職)  
2018年6月 当社社外取締役(現職)

招集  
ご通知

株主  
総会参考書類

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

[氏名] 奥山章雄 (当社社外監査役、日本製粉株式会社社外監査役、信金中央金庫監事、公認会計士)  
[略歴] 1968年12月 監査法人中央会計事務所入所  
1983年3月 同監査法人(後のみすず監査法人)代表社員  
2001年7月 日本公認会計士協会会長  
2003年5月 株式会社産業再生機構取締役、産業再生委員会委員  
2005年5月 中央青山監査法人(後のみすず監査法人)理事長  
2006年4月 早稲田大学大学院会計研究科客員教授  
2007年2月 奥山会計事務所所長(現職)  
2009年6月 当社社外監査役(現職)  
2010年6月 日本製粉株式会社社外監査役(現職)  
2014年6月 信金中央金庫監事(現職)

なお、社外取締役 永井和之氏、遠藤茂氏及び社外監査役 奥山章雄氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

以 上



(別紙4)

## 新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要

### 1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

### 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は取締役会において別途定める金額（金1円以上）とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

### 6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配しまたはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として、独立委員会による助言を踏まえて取締役会が認定した者等（以下「例外事由該当者」という）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る）。

## 7. 当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じることまたは取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

## 8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

- (a) 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (c) その他取締役会が別途定める場合

## 9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以 上

(別紙5)

## 独立委員会の概要

### 1. 構成

独立委員会は、当社の社外取締役若しくは社外監査役（その補欠者を含む）または外部有識者のいずれかの中から当社取締役会により選任される、3名以上の委員（以下「独立委員」という）により構成されるものとする。

### 2. 任期

独立委員の任期は、独立委員が就任した日から、本総会終結後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会后最初に開催される取締役会終結の時までとする。

### 3. 決議方法

独立委員会の決議は、特段の事情がない限り、独立委員全員が出席し、本プランに特段の定めがある場合を除き、出席独立委員の過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。

### 4. 決議事項その他

独立委員会は、大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非その他の取締役会からの諮問事項を検討し、取締役会に対し、必要な勧告を行うものとする。

また、独立委員会は、諮問事項の検討を行うため、当社の費用で、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家の助言を得ることができる。

以 上

## (添付書類)

# 事業報告

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

## I. 企業集団の現況

### 1. 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、堅調な米国経済に支えられ、全体としては緩やかな回復基調で推移しましたが、米中貿易摩擦の長期化や中国、欧州の景気減速への懸念が一層強まるなど、予断を許さない状況が続きました。国内は、夏場に相次いだ自然災害の影響を受けたものの、企業収益や雇用環境の着実な改善が続き、緩やかな回復基調で推移しました。

当社グループ事業の主要対象分野である自動車関連分野は、当期の後半に入り、中国、米国、欧州市場での自動車販売が減速し、前期の販売台数を下回りました。IT・デジタル家電分野は、これまで成長を続けてきた半導体、液晶ディスプレイや国内のプリント基板関連の市場成長に陰りが見え始め、第4四半期に入り需要が鈍化しました。製パン・製菓関連分野は、記録的な猛暑や自然災害の影響もあり、パン等の消費が落ち込みました。

このような状況のなか、当社グループは、2018年度から3カ年の中期経営計画『BEYOND 3000』をスタートし、基本戦略として掲げる「3本柱の規模拡大(樹脂添加剤、化学品、食品)」「新規領域への進出」「経営基盤の強化」のもと、さらなる成長に向けた投資を実行しました。樹脂添加剤では、三重工場でポリオレフィン用添加剤の設備増強を進めています。機能化学品では、千葉工場で化粧品原料の設備を増強しました。食品では、中国の艾迪科食品(常熟)有限公司で加工食品の新製造棟が完成しました。

また、事業領域の拡大と新規事業の早期育成を図るべく、持分法適用会社であった日本農薬株式会社の株式を追加取得し、2018年9月28日付で同社及びその子会社9社を連結の範囲に含め、第3四半期連結会計期間から当社の連結業績に算入しています。この影響により、売上高は344億18百万円、営業利益は33億24百万円それぞれ増加しています。

当社グループの業績をより適切に管理するために、海外連結子会社3社(ADEKA KOREA CORP.、ADEKA POLYMER ADDITIVES EUROPE SAS、ADEKA FOODS(ASIA)SDN.BHD.)の決算日を12月31日から3月31日に変更しました。これに伴い、当該3社の会計期間は2018年1月1日から2019年3月31日までの15カ月間となっています。この影響により、売上高は98億98百万円、営業利益は9億64百万円それぞれ増加しています。

以上の結果、当期の業績につきましては、売上高は2,993億54百万円(前期比24.9%増)、営業利益は266億38百万円(同24.9%増)、経常利益は266億2百万円(同19.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は170億55百万円(同11.1%増)となり、いずれも過去最高を更新しました。

報告セグメント別の概況は次の通りです。

#### (化学品事業)

当事業の売上高は1,807億84百万円（前期比14.0%増）、営業利益は215億94百万円（同9.5%増）となりました。

##### ①樹脂添加剤

自動車、家電及び食品包装容器等を主用途とするポリオレフィン用添加剤は、欧州、中東、南米での販路拡大により、汎用酸化防止剤などの販売が好調に推移しました。また、光安定剤の販売が欧州の自動車部材向け等で堅調でした。

家電筐体向けのエンジニアリングプラスチック用難燃剤は、安定供給を強みとしたビジネスを展開し、中国を中心に販売が好調に推移しました。

安定剤・可塑剤は、自動車部材向けにゴム用可塑剤の販売が好調に推移しましたが、北米での競争激化により、建材等に使用される塩ビ用安定剤の販売が低調に推移し、全体としては前期を僅かに下回りました。

樹脂添加剤全体では、原材料価格上昇の影響や設備投資による固定費の増加により、前期に比べ増収減益となりました。

##### ②情報・電子化学品

情報化学品は、大型液晶ディスプレイの高精細化が進むなか、光学フィルムやフォトレジスト向けに高い機能性を備えた光硬化樹脂、重合開始剤の販売が好調に推移しました。また、光酸発生剤など半導体リソグラフィ用の材料が期を通じて伸長しました。

電子材料は、第4四半期に入りデータセンター向け等のメモリ需要が鈍化したものの、期を通じてはDRAMや3D-NANDに使用される誘電材料の販売が好調に推移しました。また、液晶ディスプレイ関連向けにエッチング薬液等の販売が堅調でした。

情報・電子化学品全体では、前期に比べ増収増益となりました。

##### ③機能化学品

界面化学品は、自動車の燃費向上やCO<sub>2</sub>排出低減に寄与する潤滑油添加剤の販売が国内外で好調に推移しました。また、化粧品向け特殊界面活性剤の販売が海外を中心に好調でした。

機能性樹脂は、塗料等に使用される水系樹脂の販売が国内外で好調に推移しました。また、電子機器の接着用途でエポキシ樹脂関連製品の販売が好調でした。

工業用薬剤は、トイレットリー、化粧品等の日用品用途向けにプロピレングリコールの販売が好調に推移しました。また、過酸化製品の販売が底堅く推移し、前期並みとなりました。

機能化学品全体では、原材料価格上昇の影響や設備投資による固定費の増加により、前期に比べ増収減益となりました。

(食品事業)

当事業の売上高は717億52百万円（前期比2.7%増）、営業利益は12億58百万円（同9.3%減）となりました。

国内では、猛暑、豪雨、地震の影響を受けましたが、戦略製品を中心とした販売に注力し、製パン・製菓向けに、食感、風味の向上や省力化に貢献する機能性マーガリン等の販売が堅調に推移しました。一方で、クリーム類の販売は低調でした。

海外では、販売体制の強化と現地ニーズにあった製品の開発などにより、中国、東南アジアで製パン・製菓向けにマーガリン、ショートニング類の販売が好調に推移しました。

食品事業全体では、乳原料などの原材料価格上昇の影響を受け、採算是正に努めましたが、前期に比べ増収減益となりました。

(ライフサイエンス事業)

当事業の売上高は344億18百万円（前期比－%）、営業利益は33億24百万円（同－%）となりました。

農薬は、国内で主力製品の殺ダニ剤「ダニコング」や新製品の園芸用殺菌剤「パレード」などを中心に販売が堅調に推移しました。海外では、ブラジル市場の回復による需要増加を受け、南米地域での販売が堅調でした。一方で、アジア地域は、前年の天候不順等を要因とする顧客の在庫調整が長引いたことなどから、販売が低調でした。また、農薬にかかるノウハウ技術料収入は、技術導出先による対象品目の販売増加などから好調に推移しました。

医薬品は、爪白癬分野で外用抗真菌剤「ルリコナゾール」の販売が好調に推移しました。

| 事 業 別               | 売 上 高 ( 百 万 円 ) |
|---------------------|-----------------|
| 化 学 品 事 業           | 180,784         |
| 食 品 事 業             | 71,752          |
| ラ イ フ サ イ エ ン ス 事 業 | 34,418          |
| そ の 他 の 事 業         | 12,399          |

## <当期のトピックス>

当期は、中期経営計画「BEYOND 3000」に基づき、事業領域の拡大と新規事業の育成を図るべく、積極的に事業展開を推し進めました。

化学品事業では、有機溶剤を使用しない、人と環境に優しい樹脂材料「水溶性紫外線（UV）硬化材料」を開発しました。印刷インキやコーティング剤等に含まれる有機溶剤から発生する揮発性有機化合物（VOC）は、直接、人体に悪影響を及ぼすだけでなく、SPM（浮遊粒子状物質）や光化学スモッグ等の大気汚染の原因となるため、近年、中国やインドをはじめ、世界的に従来の規制がより厳しくなっています。当社製品は、有機溶剤を使用しないことで、低VOC化を実現したことにより、作業従事者の安全衛生の向上や環境保全が期待できます。また、現在、環境汚染を考慮して、硬化用の光源が水銀ランプからLEDランプへ移行が進んできています。当社製品は、水銀ランプだけでなく、LEDランプによる硬化も可能という特徴を有しています。印刷やコーティングをはじめ、電子材料、ディスプレイなどあらゆる分野向けに展開し、人と環境への負荷低減と作業効率の向上に貢献してまいります。

ライフサイエンス事業では、日本農薬株式会社の株式を51%まで追加取得し、同社を連結子会社化しました。同社が持つメディカル材料の認可・登録に関する知見やGMP製造に関するノウハウを最大限に活用し、ライフサイエンス事業を第4の柱とすべく事業展開を加速していきます。また、有機合成技術や製剤技術のシナジーを追求すべく、同社との資本業務提携契約に基づき、人材交流、研究開発領域の相互補完、販売チャネルの相互活用、生産技術・生産拠点等の相互利用を進めていきます。

新規事業創出に向けた注力分野の1つである「エネルギー」分野では、次世代二次電池用活物質「硫黄変性ポリアクリロニトリル（SPAN）」のサンプル提供を開始しました。二次電池は、スマートデバイスや電気自動車などに欠かせないものであり、小型化やエネルギー密度の増大、長寿命化など、さらなる高性能化ニーズが高まっています。一方で、リチウムイオン二次電池に用いられるレアメタル（希少金属）は、需要増加に伴い、資源の枯渇とコストの増加が懸念されています。当社のSPANは、長期にわたり安定した電池性能を保持することが確認されており、次世代二次電池のレアメタルフリー化、軽量化、充放電サイクル長寿命化を可能にします。活物質のデファクト・スタンダードとすべく、2020年度の製品化を目指し、市場開発を加速していきます。

## 2. 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資等の総額は174億19百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

### (1) 当期中に完成した主要設備

| 事業区分  |          | 会社名               | 項目           |
|-------|----------|-------------------|--------------|
| 化学品事業 | 情報・電子化学品 | ADEKA KOREA CORP. | 半導体材料生産設備の増設 |
|       | 機能化学品    | 当社（千葉工場）          | 化粧品原料生産設備の増設 |
| 食品事業  |          | 当社（鹿島工場）          | 食品製造設備の増設    |
|       |          | 艾迪科食品（常熟）有限公司     | 食品製造設備の増設    |

### (2) 当期継続中の主要設備の新設、増設

| 事業区分  |          | 会社名                   | 項目                    |
|-------|----------|-----------------------|-----------------------|
| 化学品事業 | 樹脂添加剤    | 当社（三重工場）              | ポリオレフィン用高機能添加剤生産設備の増設 |
|       |          | AMFINE CHEMICAL CORP. | ポリオレフィン用高機能添加剤生産設備の増設 |
|       | 情報・電子化学品 | ADEKA KOREA CORP.     | 半導体材料生産設備の新設・増設       |
|       | 機能化学品    | 当社（相馬工場）              | 潤滑油添加剤生産設備の増設         |
|       |          | 当社（千葉工場）              | 水系ウレタン生産設備の増設         |
| 食品事業  |          | 艾迪科食品（常熟）有限公司         | 食品製造設備の増設             |

### (3) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または滅失に該当する事項はありません。

## 3. 資金調達の状況

当社は、2019年3月15日に第1回無担保社債を発行し、100億円の資金調達を行いました。



## 4. 中長期的な経営戦略と対処すべき課題

### (1) 中長期的な経営戦略

当社グループは、中長期的な目指すべき方向性を示した2025年のありたい姿『ADEKA VISION 2025』を掲げ、現在の事業基盤である「化学品と食品」のみならず幅広い事業を世界中で展開し、メーカーとして世界の技術をリードしつつ、本業を通じて社会（豊かなくらし）に貢献するグローバル企業への変革を目指しています。

『ADEKA VISION 2025』の実現に向けたセカンドステージとして、2018年度から、新中期経営計画『BEYOND 3000』をスタートし、2020年度に「連結売上高3,000億円超（オーガニックグロース）、売上高営業利益率10%、ROE10%」を目指します。事業領域の拡大と新規事業の育成を目的としたM&Aグロースにつつましても、積極的に進めてまいります。

[中期経営計画 3つの基本戦略]

#### ① 3本柱の規模拡大

「樹脂添加剤」「化学品」「食品」を事業の3本柱として、事業毎に定める戦略製品の販売をグローバルで拡大する。

#### ② 新規領域への進出

ターゲットとする「ライフサイエンス」「環境」「エネルギー」分野において、ビジネスモデルを構築し、事業化を推進する。

#### ③ 経営基盤の強化

CSRを推進し、社会への貢献と社会からの信頼を高める。

ADEKAグループの相互連携を強化し、総合力を発揮する。

[中期経営計画 5つの施策]

#### ① 経営管理：グループ経営管理の強化

ADEKAグループ共通の価値観の醸成や、制度・体制等の整備により、グループ経営管理の強化を図る。

#### ② グローバル：グローバル化の拡大とローカライゼーションの加速

調達・生産・販売のグローバル展開をさらに拡大させるとともに、海外の各現地法人の成長を加速する。

#### ③ 技術：イノベーションの創出と競争力の強化

社会から求められる製品を永続的に創出していくため、研究開発の強化、新規事業化の推進、生産技術の深化・継承に取り組む。

#### ④ 人財：グローバル人財・リーダー人財の拡充

企業資産である人財への持続的な投資により、グローバル人財・リーダー人財を拡充する。

#### ⑤ 企業価値：CSRを推進し社会とともに発展

CSR推進体制のレベルアップを図り、事業を通じて社会の課題解決に貢献し、当社の持続的成長につなげていく。

[中期経営計画 投融资計画]

3カ年総額：1,000億円（内訳：設備投資額 500億円、M&A資金 500億円）

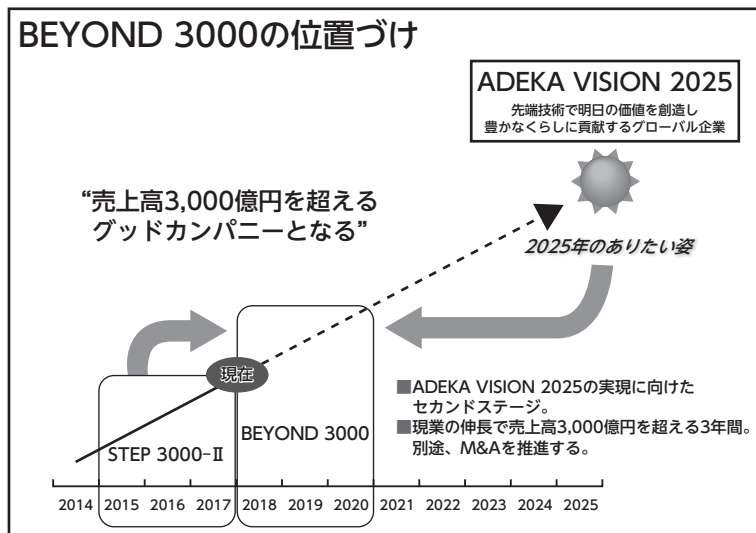
## (2) 対処すべき課題

世界経済は、全体としては緩やかな回復が続くと見込まれますが、中国経済の減速に加え、米国経済も貿易摩擦の影響や財政刺激策の効果一巡に伴い、景気回復の勢いが鈍化することが予想されています。また、英国のEU離脱問題をめぐる欧州情勢の動向が懸念されるなど、先行き不透明な状況が続くことが予想されます。

日本経済は、海外経済の減速や消費税率引き上げの影響などから一時的に景気が停滞することが予想されるものの、政府主導の需要喚起策や企業収益、雇用環境の改善のもとで、景気は緩やかに拡大していくと見込まれます。

このような状況のなか、当社グループは3カ年の中期経営計画『BEYOND 3000』の2年目を迎え、引き続き、基本戦略として掲げる「3本柱の規模拡大」「新規領域への進出」「経営基盤の強化」に基づく施策を国内外のグループ会社と連携して推進していくことにより、さらなる業績向上を目指します。

株主の皆様におかれましては、何卒今後も変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



### BEYOND 3000 経営目標

|          | 2020年度                                            |
|----------|---------------------------------------------------|
| 売上高      | 3,000億円超<br>(オーガニックグロース)                          |
| 売上高営業利益率 | 10%                                               |
| R O E    | 10%                                               |
| 投 融 資    | 総額<br>1,000億円 (3カ年)                               |
| 配 当      | 配当性向30%<br>(段階的に引き上げた<br>最終年度目標) 適切な<br>還元を総合的に勘案 |

## 5. 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                      | 2015 年 度 期<br>第 154 期 | 2016 年 度 期<br>第 155 期 | 2017 年 度 期<br>第 156 期 | 2018 年 度 期<br>第 157 期<br>( 当 期 ) |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)               | 222,746               | 223,440               | 239,612               | 299,354                          |
| 経 常 利 益(百万円)             | 19,569                | 21,846                | 22,337                | 26,602                           |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | 13,259                | 15,325                | 15,346                | 17,055                           |
| 1株当たり当期純利益               | 128円38銭               | 149円03銭               | 149円18銭               | 165円78銭                          |
| 総 資 産(百万円)               | 270,038               | 290,485               | 312,152               | 414,549                          |
| 純 資 産(百万円)               | 170,586               | 187,956               | 205,088               | 244,500                          |

(注) 1. 1株当たり当期純利益の算出は、期中平均発行済株式数によっております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、第156期に係る数値等については、当該会計基準を遡って適用した後の数値等になっております。

## 6. 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

| 事 業         | 主 要 製 品                                                                                     |                                                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 化 学 品 事 業   | 樹脂添加剤                                                                                       | ポリオレフィン用添加剤、塩ビ用安定剤・可塑剤、難燃剤、その他                                                    |
|             | 情報・電子<br>化 学 品                                                                              | 高純度半導体材料、電子回路基板エッチング装置及び薬剤、光硬化樹脂、光開始剤、画像材料、その他                                    |
|             | 機 能 化 学 品                                                                                   | エポキシ樹脂、ポリウレタン原料、水系樹脂、界面活性剤、潤滑油添加剤、厨房用洗剤、化粧品原料、プロピレングリコール類、過酸化水素及び誘導品、水膨張性シール材、その他 |
| 食 品 事 業     | マーガリン類、ショートニング、チョコレート用油脂、フライ用油脂、ホイップクリーム、濃縮乳タイプクリーム、フィリング類、冷凍パイ生地、マヨネーズ・ドレッシング類、機能性食品素材、その他 |                                                                                   |
| ライフサイエンス事業  | 農薬、医薬品、医薬部外品、動物用医薬品、木材用薬品、医療材料、その他                                                          |                                                                                   |
| そ の 他 の 事 業 | 設備プラントの設計、工事及び工事管理、設備メンテナンス、物流業、倉庫業、車輛等リース、不動産業、保険代理業、その他                                   |                                                                                   |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 7. 重要な子会社等の状況 (2019年3月31日現在)

### (1) 重要な子会社の状況

| 事業      | 会社名                                                                | 本店所在地  | 資本金<br>(百万円) | 出資比率 (%)               | 主要な事業内容                   |
|---------|--------------------------------------------------------------------|--------|--------------|------------------------|---------------------------|
| 化学<br>品 | ADEKAケミカルプライ株式会社                                                   | 東京都    | 104          | 100.00<br>(間接所有5.57)   | 化学製品の販売、金属加工油等の開発、製造、販売   |
|         | ADEKAクリーンエイド株式会社                                                   | 東京都    | 140          | 100.00                 | 業務用厨房用洗剤、工業用洗剤等の開発、販売     |
|         | AMFINE CHEMICAL CORP.<br>(アムファインケミカル)                              | 米国     | 1,600万USドル   | 60.00                  | 樹脂添加剤等の製造、販売              |
|         | オキシラン化学株式会社                                                        | 東京都    | 600          | 51.00                  | エポキシ系可塑剤等の製造、販売           |
|         | 長江化学股份有限公司                                                         | 台湾     | 3,000万NTドル   | 50.50                  | 樹脂添加剤及び特殊可塑剤等の販売          |
|         | ADEKA KOREA CORP.<br>(アデカ코리아)                                      | 韓国     | 150億ウォン      | 100.00                 | 化学製品の製造、販売                |
|         | ADEKA (ASIA) PTE.LTD.<br>(アデカ(アジア))                                | シンガポール | 80万USドル      | 100.00                 | 化学製品の販売                   |
|         | ADEKA Europe GmbH<br>(アデカヨーロッパ)                                    | ドイツ    | 50万ユーロ       | 100.00                 | 化学製品の販売                   |
|         | 台湾艾迪科精密化学股份有限公司                                                    | 台湾     | 2億NTドル       | 100.00                 | 液晶パネル関連薬剤の製造、販売、化学製品の輸入販売 |
|         | ADEKA POLYMER<br>ADDITIVES EUROPE SAS<br>(アデカポリマー<br>アディティブズヨーロッパ) | フランス   | 300万ユーロ      | 100.00<br>(間接所有100.00) | 樹脂添加剤の製造、販売               |
|         | 艾迪科(中国)投資有限公司                                                      | 中国     | 3,100万USドル   | 100.00                 | 化学製品及び原材料の販売              |
|         | 艾迪科精細化工(上海)有限公司                                                    | 中国     | 2,050万USドル   | 100.00                 | 樹脂添加剤、機能性樹脂、電子材料等の製造、販売   |
|         | 艾迪科精細化工(常熟)有限公司                                                    | 中国     | 2,154万USドル   | 50.00                  | 樹脂添加剤の製造、販売               |
|         | ADEKA FINE CHEMICAL<br>(THAILAND) CO.,LTD.<br>(アデカファインケミカル(タイランド)) | タイ     | 3億5,000万バーツ  | 81.00                  | 樹脂添加剤の製造、販売、輸入販売          |
|         | AM STABILIZERS CORP.<br>(エーエムスタビライザーズ)                             | 米国     | 850万USドル     | 100.00<br>(間接所有100.00) | 樹脂添加剤の製造、販売               |
|         | ADEKA USA CORP.<br>(アデカユーエスエー)                                     | 米国     | 100万USドル     | 100.00                 | 化学製品の販売                   |

| 事業                                             | 会社名                                              | 本店所在地      | 資本金<br>(百万円)         | 出資比率 (%)               | 主要な事業内容                              |
|------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------|----------------------|------------------------|--------------------------------------|
| 食品                                             | ADEKAファインフーズ株式会社                                 | 鳥取県        | 50                   | 100.00                 | マヨネーズ類、油脂加工食品類、魚介類を使用した加工製品の製造、販売    |
|                                                | ADEKA (SINGAPORE) PTE.LTD.<br>(アデカ(シンガポール))      | シンガポール     | 800万USドル             | 90.00                  | 食用加工油脂、冷凍パイ生地及び関連食品の製造、販売            |
|                                                | ADEKA食品販売株式会社                                    | 東京都        | 42                   | 100.00                 | 製菓・製パン用食用加工油脂、その他食品原料等の販売            |
|                                                | 株式会社ヨンゴー                                         | 愛知県        | 18                   | 92.14                  | 製菓・製パン業務用資材の卸売                       |
|                                                | 上原食品工業株式会社                                       | 東京都        | 70                   | 100.00                 | フラワーペースト、餡類及びレトルト調理食品の製造、販売          |
|                                                | 艾迪科食品(常熟)有限公司                                    | 中国         | 2,300万USドル           | 70.00                  | 食用油脂、油脂加工食品の製造、販売                    |
|                                                | ADEKA FOODS(ASIA)SDN.BHD.<br>(アデカフーズ(アジア))       | マレーシア      | 9,000万リンギット          | 60.00                  | 食用加工油脂、マーガリン、ショートニング、ファットスプレッドの製造、販売 |
|                                                | 株式会社クラウン                                         | 大阪府        | 10                   | 100.00                 | 食用油脂、油脂加工食品の製造、販売                    |
| ライフサイエンス                                       | 日本農薬株式会社                                         | 東京都        | 14,939               | 51.00                  | 農薬、医薬品等の製造、販売                        |
|                                                | 株式会社ニチノー緑化                                       | 東京都        | 160                  | 100.00<br>(間接所有100.00) | 緑化造園その他建設工事、設計、施工、監理及び園芸・緑化薬剤の販売等    |
|                                                | 株式会社ニチノーサービス                                     | 東京都        | 3,400                | 100.00<br>(間接所有100.00) | 農薬の生産、受注、保管、配送の請負、不動産賃貸及び管理の請負、倉庫業等  |
|                                                | Nichino America, Inc.<br>(ニチノーアメリカ)              | 米国         | 70万USドル              | 100.00<br>(間接所有100.00) | 農薬の生産、開発、販売等                         |
|                                                | 日本エコテック株式会社                                      | 東京都        | 20                   | 100.00<br>(間接所有100.00) | 農薬残留分析、化学物質の安全性試験、環境保全に関するコンサルティング等  |
|                                                | 日佳農薬股份有限公司                                       | 台湾         | 4,000万NTドル           | 51.00<br>(間接所有51.00)   | 農薬の開発、普及、販売等                         |
|                                                | 株式会社アグリマート                                       | 東京都        | 50                   | 100.00<br>(間接所有100.00) | シロアリ防除資材、防疫用殺虫剤の販売等                  |
|                                                | Nichino India Pvt.Ltd.<br>(ニチノーインド)              | インド        | 327万ルピー              | 99.94<br>(間接所有99.94)   | 農薬の生産、開発、販売等                         |
|                                                | Nichino Chemical India Pvt.Ltd.<br>(ニチノーケミカルインド) | インド        | 1,050万ルピー            | 100.00<br>(間接所有100.00) | 農薬の生産、販売                             |
| Sipcam Nichino Brasil S.A.<br>(シフ・カムニチノー・ブラジル) | ブラジル                                             | 22,389万リアル | 50.00<br>(間接所有50.00) | 農薬の生産、普及、販売等           |                                      |

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 事業  | 会社名              | 本店所在地 | 資本金<br>(百万円) | 出資比率 (%)              | 主要な事業内容                                            |
|-----|------------------|-------|--------------|-----------------------|----------------------------------------------------|
| その他 | ADEKA総合設備株式会社    | 東京都   | 130          | 100.00                | 設備プラントの設計、工事及び<br>工事管理、設備メンテナンス                    |
|     | ADEKA物流株式会社      | 東京都   | 50           | 100.00                | 貨物運送取扱事業、倉庫業、<br>車輛等のリース                           |
|     | ADEKAライフワイルド株式会社 | 東京都   | 65           | 100.00<br>(間接所有20.00) | 不動産の売買、仲介、管理、損<br>保・生保代理業、OA機器職域<br>販売、ビル・社宅等の管理運営 |

(注) 2018年9月28日付で日本農薬株式会社を子会社化し、同社及びその子会社である株式会社ニチノー緑化、株式会社ニチノーサービス、Nichino America, Inc.、日本エコテック株式会社、日佳農薬股份有限公司、株式会社アグリマート、Nichino India Pvt.Ltd.、Nichino Chemical India Pvt.Ltd.、Sipcam Nichino Brasil S.A.を連結の範囲に追加しております。

## (2) 重要な関連会社の状況

| 事業               | 会社名                                                                           | 本店所在地 | 資本金<br>(百万円) | 出資比率 (%)             | 主要な事業内容                                  |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------|--------------|----------------------|------------------------------------------|
| 化学<br>品          | 株式会社コープクリーン                                                                   | 東京都   | 80           | 46.88                | 石鹼、洗剤等の開発、販売                             |
|                  | 昭和興産株式会社                                                                      | 東京都   | 550          | 20.81                | 合成樹脂、化学品、産業資<br>材、情報電子材料、環境関連<br>の商材等の販売 |
| ライ<br>フサイ<br>エンス | Agricultural Chemicals<br>(Malaysia) Sdn. Bhd.<br>(アグリカルチュラルケミカルズ<br>(マレーシア)) | マレーシア | 205万リンギット    | 24.18<br>(間接所有24.18) | 農薬の生産、販売                                 |
|                  | Sipcam Europe S. p. A.<br>(シフ°カムヨーロッパ°)                                       | イタリア  | 3,694万ユーロ    | 20.00<br>(間接所有20.00) | 農薬の生産、販売                                 |

(注) 2018年9月28日付で日本農薬株式会社を子会社化し、その関連会社であるAgricultural Chemicals (Malaysia) Sdn. Bhd.及びSipcam Europe S. p. A.を持分法適用の範囲に追加しております。

## 8. 主要な営業所及び工場等（2019年3月31日現在）

### (1) 当社

|     |                                                 |                                |
|-----|-------------------------------------------------|--------------------------------|
| 営業所 | 本社（東京都）<br>大阪支店（大阪府）<br>名古屋支店（愛知県）<br>札幌支店（北海道） | 福岡支店（福岡県）<br>仙台営業所（宮城県）        |
| 工場  | 鹿島（茨城県）<br>三明（三重県）<br>重石（兵庫県）                   | 千葉（千葉県）<br>富相（静岡県）<br>葉士馬（福島県） |
| 研究所 | 東京都<br>大阪府                                      | 埼玉県                            |

### (2) 子会社

主要な子会社およびその所在地は、「7. 重要な子会社等の状況（1）重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

## 9. 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

### (1) 企業集団の従業員の状況

| 事業部門       | 従業員数   | 前期末比増減  |
|------------|--------|---------|
| 化学品事業      | 2,337名 | 90名増    |
| 食品事業       | 980名   | 36名増    |
| ライフサイエンス事業 | 1,475名 | -       |
| その他の事業     | 220名   | 6名減     |
| 全社共通       | 142名   | 8名増     |
| 合計         | 5,154名 | 1,603名増 |

(注) 1. 従業員数は、就業人員です。

2. 2018年9月28日付で日本農薬株式会社を連結子会社化したことにより、ライフサイエンス事業を追加しております。

### (2) 当社の従業員の状況

| 区分 | 従業員数   | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----|--------|--------|-------|--------|
| 男性 | 1,459名 | 44名増   | 38.7歳 | 15.7年  |
| 女性 | 243名   | 19名増   | 37.5歳 | 14.3年  |
| 合計 | 1,702名 | 63名増   | 38.5歳 | 15.5年  |

(注) 上表に記載されている人数のほかに、出向社員120名が在籍しております。

## 10. 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

### (1) 企業集団の借入先の状況

| 借入先          | 借入額 (百万円) |
|--------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 17,852    |
| 農林中央金庫       | 5,975     |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 5,670     |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 3,460     |
| 株式会社三井住友銀行   | 2,564     |
| 朝日生命保険相互会社   | 2,418     |
| 株式会社りそな銀行    | 1,977     |

### (2) 当社の借入先の状況

| 借入先          | 借入額 (百万円) |
|--------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 3,500     |
| 農林中央金庫       | 2,950     |
| 朝日生命保険相互会社   | 2,000     |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,400     |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 650       |
| 株式会社中国銀行     | 650       |
| 株式会社三井住友銀行   | 600       |



## Ⅱ. 会社の現況

### 1. 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行済株式の総数 103,651,442株  
 (2) 株主数 5,821名  
 (3) 大株主 (上位10名)

| 株主名                                            | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|------------------------------------------------|----------|----------|
| ※日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)                    | 6,418    | 6.20     |
| ※日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                      | 5,783    | 5.58     |
| 朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社                            | 4,053    | 3.91     |
| ※みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社 | 3,770    | 3.64     |
| ※日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)                   | 2,914    | 2.81     |
| A D E K A 取 引 先 持 株 会                          | 2,866    | 2.77     |
| 農 林 中 央 金 庫                                    | 2,244    | 2.17     |
| 日 本 ゼ オ ン 株 式 会 社                              | 2,188    | 2.11     |
| 全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会                      | 2,049    | 1.98     |
| ※日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)                   | 1,892    | 1.83     |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (59,454株) を控除して計算しております。  
 2. ※の信託銀行の持株数には信託業務に係る株式数が含まれております。

## 2. 会社役員に関する事項（2019年3月31日現在）

### (1) 取締役及び監査役の状況

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                               |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 郡 昭 夫   | 日本農薬株式会社 取締役<br>日本ゼオン株式会社 社外監査役                                                                                                                            |
| 代表取締役社長   | 城 詰 秀 尊 |                                                                                                                                                            |
| 取 締 役     | 富 安 治 彦 | 専務執行役員 社長補佐、秘書室、人事部、購買・物流部担当 兼 内部統制推進委員長<br>日本農薬株式会社 監査役                                                                                                   |
| 取 締 役     | 荒 田 亮 三 | 常務執行役員 生産本部長                                                                                                                                               |
| 取 締 役     | 田 島 興 司 | 常務執行役員 法務・広報部、経営企画部、情報システム部、化学品中国事業担当 兼 設備投資委員長 兼 コンプライアンス推進委員長<br>艾迪科精細化工（浙江）有限公司 董事長                                                                     |
| 取 締 役     | 幸 野 俊 則 | 常務執行役員 樹脂添加剤本部長<br>ADEKA INDIA PVT. LTD. 代表取締役会長<br>艾迪科精細化工（常熟）有限公司 董事長<br>ADEKA Al Ghurair Additives LLC 代表取締役社長<br>長江化学股份有限公司 董事長<br>オキシラン化学株式会社 代表取締役社長 |
| 取 締 役     | 小 林 義 昭 | 執行役員 食品本部長 兼 東アジア食品事業プロジェクトチームリーダー<br>艾迪科食品（常熟）有限公司 董事長                                                                                                    |
| 取 締 役     | 藤 澤 茂 樹 | 執行役員 化学品営業本部長<br>台湾艾迪科精密化学股份有限公司 董事長<br>艾迪科精細化工（上海）有限公司 董事長                                                                                                |
| 取 締 役     | 志 賀 洋 二 | 執行役員 財務・経理部長                                                                                                                                               |
| 取 締 役     | 芳 仲 篤 也 | 執行役員 研究開発本部長<br>株式会社東京環境測定センター 代表取締役社長                                                                                                                     |
| 取 締 役（社外） | 永 井 和 之 | 中央大学 名誉教授<br>公益財団法人私立大学通信教育協会 会長<br>弁護士                                                                                                                    |
| 取 締 役（社外） | 遠 藤 茂   | 日揮株式会社 社外取締役<br>飯野海運株式会社 社外取締役<br>外務省 参与                                                                                                                   |
| 常 勤 監 査 役 | 林 義 人   |                                                                                                                                                            |
| 常 勤 監 査 役 | 矢 島 明 政 |                                                                                                                                                            |
| 監 査 役（社外） | 奥 山 章 雄 | 公認会計士<br>日本製粉株式会社 社外監査役<br>信金中央金庫 監事                                                                                                                       |
| 監 査 役（社外） | 竹 村 葉 子 | 弁護士<br>西洋フード・コンパスグループ株式会社 社外監査役                                                                                                                            |
| 監 査 役（社外） | 佐 藤 美 樹 | 朝日生命保険相互会社 代表取締役会長<br>富士電機株式会社 社外監査役<br>富士急行株式会社 社外取締役                                                                                                     |

- (注) 1. 取締役永井和之氏及び遠藤茂氏は、社外取締役であります。
2. 監査役奥山章雄氏、竹村葉子氏及び佐藤美樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役林義人氏は、執行役員として、営業部門を中心に業務執行に携わってきた経歴・実務経験があり、当社の業務に精通しています。また、自ら子会社の代表取締役や監査役を務めた経験有するなど、企業経営や監査業務に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役矢島明政氏は、研究開発部門を中心に業務執行に携わってきた経歴・実務経験があり、当社の業務に精通しています。また、子会社の代表取締役として経営に携わり、2013年6月からは、取締役として当社経営に携わってきたことから、企業経営全般に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役奥山章雄氏は、公認会計士として長年の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役竹村葉子氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役佐藤美樹氏は、金融機関の代表取締役を務めており、企業経営全般、並びに、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2018年6月22日開催の第156回定時株主総会終結の時をもって、取締役矢島明政氏（執行役員）、取締役矢野弘典氏及び常勤監査役柴田良平氏は、任期満了により退任しました。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の概要

当社と各社外取締役及び各監査役との間で、善意でかつ重大な過失がない場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の責任限定契約を締結しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役・監査役の報酬を決定する方針

当社の役員報酬は、職務執行の対価としての役員報酬、当該事業年度における会社と個人の業績に連動した役員賞与及び、中長期的な業績や株価向上へのインセンティブとしての株式報酬で構成される。

#### 1. 役員報酬

取締役の報酬については、取締役会で決定した報酬基準を基礎として、株主総会で決議された限度額の範囲内において、代表取締役社長が報酬案を策定し、独立社外取締役に事前説明を行い、独立社外取締役の意見・助言を踏まえて決定する。監査役の報酬については、監査役の協議により決定する。

## 2. 役員賞与

取締役（社外取締役を除く。）の賞与については、各事業年度の業績、従来の役員賞与額、その他諸般の事情を総合的に勘案して、株主総会で決議された限度額の範囲内で、代表取締役社長が報酬案を策定し、取締役会での審議に先立ち、独立社外取締役に事前説明を行い、独立社外取締役の意見・助言を踏まえて取締役会決議により決定する。

社外取締役及び監査役に対しては、賞与を支給せず、職務執行の対価としての役員報酬のみを支払う。

## 3. 株式報酬

取締役（社外取締役を除く。）の株式報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内で、代表取締役社長が、役位毎の基準額または基準株数を定めた株式報酬規程案を策定し、取締役会での審議に先立ち、独立社外取締役に事前説明を行い、独立社外取締役の意見・助言を踏まえて取締役会決議により同規程を決定し、毎年、同規程に基づき算定される報酬を支給する。また、中長期的な業績や株価向上へのインセンティブにつなげるため、付与する株式については、別途会社と取締役との間で期間3年以上の譲渡制限契約を締結する。社外取締役及び監査役は、その役割を考慮し、株式報酬の対象としない。

### ②当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |    |      | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|-----------------|------------------|----|------|-----------------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 賞与 | 株式報酬 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 367<br>(16)     | 216<br>(16)      | 60 | 90   | 14<br>(3)             |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 59<br>(17)      | 59<br>(17)       | -  | -    | 6<br>(3)              |

(注) 1. 上記には、2018年6月22日開催の第156回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び常勤監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬額には、使用人分の給与を含んでおりません。

3. 役員報酬は、2008年6月23日開催の第146回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額336百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）、監査役の報酬額を年額70百万円以内にご決議いただいております。

また、上記の報酬枠とは別枠で、2017年6月23日開催の第155回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のために支給する報酬額を年額150百万円以内にご決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

永井取締役：公益財団法人私立大学通信教育協会 会長

佐藤監査役：朝日生命保険相互会社 代表取締役会長

上記の兼職先と当社との間には、いずれも特別の関係はありません。

- ②他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

遠藤取締役：日揮株式会社 社外取締役

飯野海運株式会社 社外取締役

奥山監査役：日本製粉株式会社 社外監査役

信金中央金庫 監事

竹村監査役：西洋フード・コンパスグループ株式会社 社外監査役

佐藤監査役：富士電機株式会社 社外監査役

富士急行株式会社 社外取締役

上記の兼職先と当社との間には、いずれも特別の関係はありません。

- ③当期中の取締役会・監査役会での活動状況

永井取締役：当期中に開催した17回（定時12回、臨時5回）の取締役会のうち、定時12回、臨時5回の合計17回すべてに出席し、経験豊富な経営の観点及び会社法に関する専門的な立場から適宜質問するとともに意見を述べております。

遠藤取締役：取締役就任以降、当期中に開催した13回（定時9回、臨時4回）の取締役会のうち、定時9回、臨時4回の合計13回出席し、国際情勢等の幅広い知識・見識と豊かな国際感覚をもとに、グローバルな視点から適宜質問するとともに意見を述べております。

奥山監査役：当期中に開催した17回（定時12回、臨時5回）の取締役会のうち、定時11回、臨時5回の合計16回出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的な見地から適宜質問するとともに意見を述べております。また、当期中に開催した6回の監査役会のうち、6回すべてに出席し、社外者としての公正・客観的な立場から意見を述べ、議論を行っております。

竹村監査役：当期中に開催した17回（定時12回、臨時5回）の取締役会のうち、定時12回、臨時4回の合計16回出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的な見地から適宜質問するとともに意見を述べております。また、当期中に開催した6回の監査役会のうち、6回すべてに出席し、社外者としての公正・客観的な立場から意見を述べ、議論を行っております。

佐藤監査役：当期中に開催した17回（定時12回、臨時5回）の取締役会のうち、定時12回、臨時5回の合計17回すべてに出席し、経験豊富な経営の観点から適宜質問するとともに意見を述べております。また、当期中に開催した6回の監査役会のうち、6回すべてに出席し、社外者としての公正・客観的な立場から意見を述べ、議論を行っております。

- ④社外役員に対する報酬等の総額

社外役員 6名 33百万円

### 3. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人  
(注)当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称変更しております。
- (2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額及び監査役会が同意した理由
- ①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 77百万円  
(注)当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区別できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 144百万円  
なお、当社子会社のうち、オキシラン化学株式会社は、監査法人日本橋事務所の監査を受けており、日本農薬株式会社は、協和監査法人の監査を受けております。
- ③監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由  
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえ、当期の監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (3) 非監査業務の内容  
決算早期化検討支援業務等
- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。  
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由をご報告いたします。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目<br>(資 産 の 部)   | 金 額            | 科 目<br>(負 債 の 部)       | 金 額            |
|--------------------|----------------|------------------------|----------------|
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>233,087</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>107,156</b> |
| 現金及び預金             | 58,585         | 支払手形及び買掛金              | 56,296         |
| 受取手形及び売掛金          | 93,416         | 短期借入金                  | 21,718         |
| 有価証券               | 3,006          | リース債務                  | 401            |
| 商品及び製品             | 40,330         | 未払費用                   | 7,541          |
| 仕掛品                | 6,395          | 未払法人税等                 | 4,197          |
| 原材料及び貯蔵品           | 23,379         | 賞与引当金                  | 3,079          |
| その他                | 8,420          | 役員賞与引当金                | 85             |
| 貸倒引当金              | △447           | 環境対策引当金                | 595            |
|                    |                | その他                    | 13,240         |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>181,462</b> | <b>固 定 負 債</b>         | <b>62,893</b>  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>108,672</b> | 社 債                    | 11,812         |
| 建物及び構築物            | 32,341         | 長期借入金                  | 19,617         |
| 機械装置及び運搬具          | 36,240         | リース債務                  | 843            |
| 土地                 | 29,802         | 繰延税金負債                 | 4,940          |
| リース資産              | 782            | 再評価に係る繰延税金負債           | 3,414          |
| 建設仮勘定              | 4,829          | 退職給付に係る負債              | 18,853         |
| その他                | 4,676          | 役員退職慰労引当金              | 225            |
|                    |                | その他                    | 3,185          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>17,596</b>  | <b>負 債 合 計</b>         | <b>170,049</b> |
| 技術資産               | 9,450          | <b>(純 資 産 の 部)</b>     |                |
| 顧客関連資産             | 3,131          | <b>株 主 資 本</b>         | <b>190,772</b> |
| ソフトウェア             | 1,771          | 資 本 金                  | 22,944         |
| リース資産              | 179            | 資 本 剰 余 金              | 20,023         |
| その他                | 3,063          | 利 益 剰 余 金              | 148,630        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>55,193</b>  | 自 己 株 式                | △825           |
| 投資有価証券             | 37,293         | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>13,807</b>  |
| 長期貸付金              | 4,328          | その他有価証券評価差額金           | 10,098         |
| その他投資              | 3,798          | 土地再評価差額金               | 4,253          |
| 繰延税金資産             | 4,438          | 為替換算調整勘定               | 1,867          |
| その他                | 5,885          | 退職給付に係る調整累計額           | △2,411         |
| 貸倒引当金              | △551           | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>   | <b>39,919</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>414,549</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>244,500</b> |
|                    |                | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>414,549</b> |

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 連結損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金     | 額       |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高             |       | 299,354 |
| 売上原価            |       | 224,828 |
| 売上総利益           |       | 74,526  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 47,888  |
| 営業利益            |       | 26,638  |
| 営業外収益           |       |         |
| 受取利息及び受取配当金     | 970   |         |
| 持分法による投資利益      | 419   |         |
| その他の            | 728   | 2,117   |
| 営業外費用           |       |         |
| 支払利息            | 666   |         |
| 為替差損            | 468   |         |
| その他の            | 1,018 | 2,153   |
| 経常利益            |       | 26,602  |
| 特別利益            |       |         |
| 段階取得に係る差益       | 67    |         |
| 負ののれん発生益        | 205   | 272     |
| 特別損失            |       |         |
| 固定資産廃棄損         | 336   | 336     |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 26,539  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 6,888 |         |
| 法人税等調整額         | 252   | 7,140   |
| 当期純利益           |       | 19,398  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 2,342   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 17,055  |

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。



# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>91,773</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>41,499</b>  |
| 現金及び預金          | 15,918         | 支払手形            | 1,632          |
| 受取手形            | 4,007          | 短期借入金           | 23,040         |
| 有価証券            | 30,638         | 1年内返済予定の長期借入金   | 4,000          |
| 商品及び製品          | 3,000          | リース負債           | 2,000          |
| 仕掛品             | 12,074         | 未払金             | 163            |
| 材料及び貯蔵品         | 5,106          | 未払費用            | 3,012          |
| 前払費用            | 11,950         | 未払法人税等          | 3,683          |
| 未収金             | 268            | 預り金             | 1,695          |
| 貸倒引当金           | 4,632          | 賞与引当金           | 5              |
|                 | 4,194          | 役員賞与引当金         | 1,903          |
|                 | △18            | その他             | 60             |
| <b>固定資産</b>     | <b>143,233</b> | <b>固定負債</b>     | <b>35,221</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>70,513</b>  | 社債              | 10,000         |
| 建物              | 15,850         | 長期借入金           | 7,000          |
| 構築物             | 2,893          | リース負債           | 273            |
| 機械装置            | 26,067         | 再評価に係る繰延税金負債    | 3,414          |
| 車両運搬具           | 42             | 退職給付引当金         | 12,874         |
| 工具、器具及び備品       | 3,359          | 資産除去債           | 109            |
| 土地              | 17,999         | 長期預り金           | 1,548          |
| リース資産           | 240            | <b>負債合計</b>     | <b>76,721</b>  |
| 建設仮勘定           | 4,059          | <b>(純資産の部)</b>  |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>2,870</b>   | <b>株主資本</b>     | <b>146,606</b> |
| 著作権             | 1,318          | 資本金             | 22,944         |
| 設備利用権           | 129            | 資本剰余金           | 20,021         |
| ソフトウェア          | 1,164          | 資本準備金           | 19,970         |
| ソフトウェア          | 150            | その他資本剰余金        | 50             |
| ソフトウェア仮勘定       | 106            | <b>利益剰余金</b>    | <b>103,698</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>69,849</b>  | 利益準備金           | 1,096          |
| 投資有価証券          | 23,118         | その他利益剰余金        | 102,602        |
| 関係会社株           | 30,875         | 配当準備積立金         | 90             |
| 関係会社出資          | 7,488          | 固定資産圧縮積立金       | 65             |
| 長期貸付金           | 5,185          | 別途積立金           | 51,241         |
| 長期前払費用          | 65             | 繰越利益剰余金         | 51,205         |
| 繰延税金資産          | 2,437          | <b>自己株式</b>     | <b>△58</b>     |
| 貸倒引当金           | 1,458          | <b>評価・換算差額等</b> | <b>11,680</b>  |
|                 | △779           | その他有価証券評価差額金    | 7,426          |
|                 |                | 土地再評価差額金        | 4,253          |
| <b>資産合計</b>     | <b>235,007</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>158,286</b> |
|                 |                | <b>負債・純資産合計</b> | <b>235,007</b> |

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金     | 額       |
|--------------|-------|---------|
| 売上高          |       | 134,612 |
| 売上原価         |       | 97,659  |
| 売上総利益        |       | 36,952  |
| 販売費及び一般管理費   |       | 24,741  |
| 営業利益         |       | 12,210  |
| 営業外収益        |       |         |
| 受取利息         | 141   |         |
| 受取配当金        | 4,475 |         |
| 雑収入          | 269   | 4,886   |
| 営業外費用        |       |         |
| 支払利息         | 135   |         |
| 為替差損         | 209   |         |
| 出向者差額        | 596   |         |
| 貸倒引当金繰入額     | 110   |         |
| 雑損           | 280   | 1,330   |
| 経常利益         |       | 15,767  |
| 特別損失         |       |         |
| 固定資産廃棄損      | 282   |         |
| 投資有価証券評価損    | 142   | 424     |
| 税引前当期純利益     |       | 15,342  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,961 |         |
| 法人税等調整額      | △112  | 2,849   |
| 当期純利益        |       | 12,493  |

(注) 単位百万円未満は、切り捨てております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社 A D E K A

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 前田 隆夫 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 達也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社A D E K Aの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社A D E K A及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社 A D E K A

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 前田 隆夫 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 達也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社A D E K Aの2018年4月1日から2019年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第157期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

株式会社A D E K A 監査役会

|            |   |   |   |   |   |
|------------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役      | 林 | 義 | 人 | Ⓜ |   |
| 常勤監査役      | 矢 | 島 | 明 | 政 | Ⓜ |
| 監査役(社外監査役) | 奥 | 山 | 章 | 雄 | Ⓜ |
| 監査役(社外監査役) | 竹 | 村 | 葉 | 子 | Ⓜ |
| 監査役(社外監査役) | 佐 | 藤 | 美 | 樹 | Ⓜ |

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

# 株主総会会場 ご案内図

## 会場

東京都荒川区東尾久七丁目2番35号  
株式会社A D E K A 本社15階ホール  
電話 03-4455-2811



株式会社 ADEKA 本社ビル



## 交通

- ・日暮里・舎人ライナー（日暮里～西日暮里～熊野前～見沼代親水公園）  
「熊野前」駅下車 徒歩5分
- ・東京さくらトラム〔都電荒川線〕  
（早稲田～熊野前～三ノ輪橋）  
「熊野前」駅下車 徒歩5分
- ・都バス 系統：端44  
（駒込病院～田端～首都大荒川キャンパス前～北千住駅前）  
「首都大荒川キャンパス前」下車 徒歩3分